

建設業許可申請の 手引き

令和7年4月

山形県 県土整備部

1 建設業許可制度	4
(1) 制度の概要.....	4
(2) 許可の要件.....	6
2 許可の申請	9
(1) 必要書類部数と申請手数料.....	9
(2) 許可申請書、添付書類及び確認資料一覧.....	10
3 許可を受けた建設業者の地位の承継に係る認可制度	26
(1) 制度の概要.....	26
(2) 認可を受けるための要件.....	26
(3) 手続きの流れ.....	27
(4) 必要書類部数と申請手数料.....	28
(5) 認可後の許可番号.....	28
(6) 認可後の許可の有効期間.....	28
(7) 認可申請書、添付書類及び確認資料一覧.....	29
(8) 後日提出書類一覧.....	31
4 許可を受けた後の手続(変更届等)	32
(1) 決算変更届の提出(毎年).....	32
(2) その他の変更事項(随時).....	33
5 許可を受けた後の留意点	36
(1) 主任(監理)技術者の設置.....	36
(2) 施工体制台帳・施工体系図の作成等.....	39
(3) 一括下請負の禁止.....	39
(4) 下請契約締結の義務.....	39
(5) 下請代金額.....	39
(6) 下請代金の支払条件.....	40
(7) その他.....	40
6 各種一覧・コード表等	41
(1) 29 業種区分一覧表.....	41
(2) 指定学科と許可業種の区分.....	43
(3) 資格区分コードと業種の対応表.....	44
(4) 知事コード.....	50
(5) 山形県内の市町村コード.....	50
7 県の入札に参加するには	51
(1) 経営事項審査.....	51
(2) 入札参加資格者名簿への登載.....	52
8 申請書等の入手方法	53
(1) 県ホームページからダウンロード.....	53
(2) 山形県建設業協会で購入.....	53
9 問合せ先一覧	53

建設業法施行令の改正について（令和 7 年 2 月 1 日から適用）

特定建設業の許可、監理技術者の配置及び施工体制台帳等の作成が必要となる下請代金額や監理技術者等の専任を要する請負代金額等の引上げが行われました。

常勤性の確認書類について（令和 6 年 12 月 2 日から適用）

健康保険被保険者証の新規発行の終了を踏まえ、常勤役員等や営業所技術者等の常勤性の確認書類について、健康保険被保険者証の写しの取扱いを廃止しました。なお、有効期限前の健康保険被保険者証については、従来どおり確認書類として取り扱います。

建設業許可の申請・届出の電子申請について（令和 5 年 1 月 10 日より受付開始）

建設業許可申請（新規、許可換え新規、般・特新規、業種追加、更新）及び届出（変更届、廃業届、決算変更届）について、電子申請の受付を開始しました（認可を除く）。

許可要件や確認資料については書面申請と同様ですので、本手引きをご確認の上、「建設業許可・経営事項審査電子申請システムマニュアル」（国土交通省ホームページ掲載）の手順に沿って手続きをしてください。

建設業法及び建設業法施行規則の改正について（令和 2 年 10 月 1 日から適用）

[許可要件について]

- ・これまで個人の経験により担保していた経営の適正性（経營業務管理責任者の配置）を建設業者の体制により担保することとされ、建設業に係る経營業務の管理を適正に行うに足る能力を有するものとして国土交通省令で定める基準に適合することが許可要件となりました。当該基準については、①常勤役員等の体制が一定条件を満たし適切な経営能力を有すること、②適切な社会保険に加入していることとされています。

[許可を受けた地位の承継について（認可）]

- ・建設業の譲渡及び譲受け、合併及び分割について、事前に申請を行い認可を受けた場合には、建設業法の規定する建設業者としての地位を承継することとされました。また、相続について、建設業者が死亡した場合に死亡後 30 日以内に申請を行い認可を受けた場合には建設業の許可を承継することとされました。（認可であっても、許可の要件を満たすことが必要）

[健康保険証の写しを提出する際の留意事項について]

- ・医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律に基づき、確認資料等として健康保険証の写しを提出する際は、保険者番号及び被保険者記号・番号にマスキングを施してください。

建設業法及び建設業法施行規則等の改正について（令和 2 年 4 月 1 日から適用）

[経由事務の廃止]

- ・建設業法第 44 条の 4 及び第 44 条の 5 が削除されたことに伴い、都道府県経由事務が廃止され大臣許可業者は直接郵送又は持参することになります。

[申請書類の廃止]

- ・建設業法に基づく手続の簡素化が実施され、国家資格者等・監理技術者一覧表（様式第 11 号の 2）が廃止されることに伴い、当該書類の提出が不要となります。

[営業所の写真の提出等]

- ・営業所として実体があるかどうかの確認書類として、営業所の外観や内部等を撮影した写真を提出していただくことになります。なお、使用権原については、営業所の写真の台紙等に自己所有又は賃貸借の別を記載していただくことにより確認を行います。

※更新申請については、令和 2 年 4 月 1 日以降の初回申請時のみ提出していただきます。次回以降の更新申請については、営業所の所在等に変更がなければ提出は不要です。

建設業法第 8 条 の改定に伴う、建設業法施行規則及び建設業許可事務ガイドラインの改正について（令和元年 9 月 14 日から適用）

建設業法第 8 条が改正され、欠格事由のうち「成年後見人又は被保佐人」が「心身の故障により建設業を適正に営むことができない者として国土交通省令で定めるもの」に改められました。国土交通省令で定める者とは、精神の機能の障害により建設業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とされており、当該事項に該当しないことを証明する書類として、以下の二点のいずれかを提出することとなります。

- ・成年被後見人又は被保佐人に該当しないことを証明する登記事項証明書及び市町村の長の証明書
- ・契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載した医師の診断書

登録基幹技能者の主任技術者要件への認定について（平成 30 年 4 月 1 日から適用）

登録基幹技能講習を修了した者のうち、許可を受けようとする建設業の種類に応じ、国土交通大臣が認めるものについては、主任技術者の要件を満たすものとして認定します。

詳細は、本手引きの「6（3）資格区分コードと業種の対応表」をご覧ください。

1 建設業許可制度

(1) 制度の概要

I 建設業の許可

建設業とは、元請・下請その他いかなる名義をもってするかを問わず、建設工事の完成を請け負う営業をいいます。

建設業を営むためには、次に掲げる軽微な工事を除き、請け負おうとする建設工事に対応する種類ごとに建設業の許可を受けなければなりません。

「軽微な工事」とは…

建築一式工事	次の①、②のいずれかに該当する工事 ① 工事1件の請負代金額が1,500万円（税込み）未満の工事 ② 延べ床面積が150㎡未満の木造住宅工事（主要構造部が木造で、延面積の2分の1以上を居住の用に供するもの）
建築一式工事以外	工事1件の請負代金額が500万円（税込み）未満の工事

※材料を提供された場合には、請負契約額に提供された材料の市場価格（運送賃含む）を加えたものが請負代金額となります。

※同一の者が工事の完成を複数の契約に分割して請け負うときは、各契約の請負代金の合計額で判断します。ただし、正当な理由に基づいて契約を分割した場合を除きます。

II 建設工事の種類

工事の種類は 29 業種（土木一式、大工工事、管工事、電気工事、舗装工事、造園工事等）に分かれており、業種ごとに許可が必要になります。業種の詳細については、「5 各種一覧・コード表等（1）29 業種区分一覧表」をご覧ください。

III 一般と特定

建設業の許可は、一般建設業と特定建設業の2種類に区分されます。

なお、同一の業種について、一般と特定の両方の許可を受けることはできません。

特定	発注者から直接請け負った1件の建設工事につき、下請代金の額（その工事に下請契約が複数あるときは、その下請代金の総額）が5,000万円（税込み）以上（建築一式工事は8,000万円（税込み）以上）となる下請契約を締結して施工する場合は、特定建設業の許可が必要です。なお、この金額には、元請が提供する材料等の価格は含みません。
一般	上記以外の場合は一般建設業の許可が必要です。

Ⅳ 大臣許可と知事許可

建設業許可は、営業所の所在地によって国土交通大臣・都道府県知事の許可に区分されます。山形県外にも営業所がある場合は、許可行政庁が国土交通省(東北地方整備局)になります。

区分	要件	許可行政庁
国土交通大臣許可	建設業法上の営業所を2つ以上の都道府県に設置する場合	国土交通省
山形県知事許可	建設業法上の営業所を山形県内にのみ設置する場合	山形県 (各総合支庁)

※令和2年4月1日以降、大臣許可に係る書類は東北地方整備局へ直接郵送又は持参することになりましたので、ご注意ください。

Ⅴ 許可の有効期限

建設業許可の有効期限は5年間になります。更新申請は有効期間満了日の30日前までに手続きしてください。

(2) 許可の要件

許可を受けるためには、下記の要件を満たさなければなりません。

	一般	特定	
		指定建設業以外	指定建設業 [土/建/電/管/鋼/舗/園]
建設業に係る経営業務の管理を適正に行うに足りる能力を有するものとして国土交通省令で定める基準に適合する者	イ) 常勤役員等のうち一人が次のいずれかに該当する者であること。 ① 建設業に関し5年以上経営業務の管理責任者としての経験を有する者 ② 建設業に関し5年以上経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者（経営業務を執行する権限の委任を受けた者に限る。）として経営業務を管理した経験を有する者 ③ 建設業に関し6年以上経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者として経営業務の管理責任者を補佐する業務に従事した経験を有する者 ※建設業に関する執行役員等としての経験期間と建設業における経営業務の管理責任者としての経験期間とが通算5年以上である場合もイ②に該当するものとする。 ※建設業に関する補佐の経験期間と執行役員等としての経験期間とが通算6年以上である場合もイ③に該当するものとする。 ロ) 常勤役員等のうち一人が次のいずれかに該当する者であつて、かつ、財務管理の業務経験（許可を受けている建設業者にあつては当該建設業者、許可を受けようとする「建設業を営む者」にあつては当該「建設業を営む者」における5年以上の建設業の業務経験に限る。以下このロにおいて同じ。）を有する者、労務管理の業務経験を有する者及び業務運営の業務経験を有する者を当該常勤役員等を直接に補佐する者としてそれぞれ置くものであること。 ① 建設業に関し、2年以上役員等としての経験を有し、かつ、5年以上役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位にある者（財務管理、労務管理又は業務運営の業務を担当するものに限る。）としての経験を有する者 ② 5年以上役員等としての経験を有し、かつ、建設業に関し、2年以上役員等としての経験を有する者 ハ) 国土交通大臣がイ又はロに掲げるものと同等以上の経営体制を有すると認定したもの ※「常勤役員等」とは、法人である場合においてはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者）のうち常勤であるもの、個人である場合においてはその者又はその支配人をいう。 ※「建設業に関し」とは、全ての建設業の種類をいい、業種ごとの区別はない。 ※「経営業務の管理責任者としての経験」とは、業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位にあつて、経営業務の執行等建設業の経営業務について総合的に管理した経験を有する者をいう。 ※「管理責任者に準ずる地位にある者として経営業務を管理した経験」（執行役員等としての経験）とは、取締役会設置会社において、取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受けるものとして選任され、かつ、取締役会によって定められた業務執行方針に従って、代表取締役の指揮及び命令のもとに具体的な業務執行を行う者をいう。 ※「経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者として経営業務の管理責任者を補佐する業務に従事した経験」とは、経営業務の管理責任者に建設業に関する建設工事の施工に必要とされる資金の調達、技術者及び技能者の配置、下請業者との契約の締結等の経営業務全般についての業務をいう。 ※「財務管理の業務経験」とは、建設工事を施工するにあたって必要な資金の調達や施工中の資金繰りの管理、下請業者への支払いなどを行う部署におけるこれらの業務経験をいう。「業務管理の業務経験」とは、社内や工事現場における勤怠管理や社会保険関係の手続きを行う部署におけるこれらの経験をいう。「業務運営の経験」とは、会社の経営方針や運営方針の策定、実施する部署におけるこれらの業務経験をいう。これらの経験は、常勤役員等を直接補佐する者になろうとする一人が複数兼ねることができる。 次のイ)からロ)の全てに該当する者であること。 イ) 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三条第三項に規定する適用事業所に該当する全ての営業所に関し、健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第十九条第一項の規定による届書を提出した者であること。 ロ) 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第六条第一項に規定する適用事業所に該当する全ての営業所に関し、厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）第十三条第一項の規定による届書を提出した者であること。		

	一般	特定	
		指定建設業以外	指定建設業 [土/建/電/管/鋼/舗/園]
	ハ) 雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第五条第一項に規定する適用事業の事業所に該当する全ての営業所に關し、雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第百四十一条第一項の規定による届書を提出した者であること。		
営業所 技術者等	許可を受けようとする建設業ごとに以下のいずれかの要件を満たす専任の技術者をその営業所ごとに置くこと（現場における管理技術者等の資格要件と同じ）		
	イ) 指定学科を卒業後 ① 高等学校又は専門学校 5年以上 ② 大学、高等専門学校又は専門学校（専門士又は高度専門士を称することができる者） 3年以上 の実務経験を有する者 ロ) 10年以上の実務経験を有する者 ハ) 国土交通大臣がイ又はロと同等以上と認定した者(国家資格者等)	イ) 1級国家資格者 ロ) 左欄のイ、ロ、ハのいずれかに該当するもののうち、発注者から直接請け負い、その金額が 4,500 万円以上であるものに関し、2年以上の指導監督的な実務経験を有する者 ハ) 国土交通大臣がイ又はロと同等以上の能力を有するものと認定した者(国家資格者等)	イ) 1級国家資格者 ハ) 国土交通大臣がイと同等以上の能力を有するものと認定した者(国家資格者等)
	※「専任」とは、営業所に常勤して専らその職務に従事することを要する者をいう。配置される営業所技術者等が社員である場合には、勤務状況、給与の支払状況、人事権の状況により専任性の判断を行うこととなる。ただし、次に掲げるような者は、原則として「専任」の者とは判断しない。 ① 住所が勤務を要する営業所の所在地から著しく遠距離にあり、常識上通勤不可能な者 ② 他の営業所（他の建設業者の営業所を含む。）において専任を要する者 ③ 他の法令により特定の事務所等において専任を要することとされている者（建設業において専任を要する営業所が他の法令により専任を要する事務所等と兼ねている場合においてその事務所等において専任を要する者を除く。） ④ 他に個人営業を行っている者、他の法人の常勤役員である者等、他の営業所等について専任に近い状態にあると認められる者		
誠実性	法人である場合は当該法人・役員・政令で定める使用人が、個人である場合は本人又は政令で定める使用人が、請負契約に関して不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないこと		
財産的 基礎	請負契約（軽微な建設工事を除く）を履行するに足る財産的基礎又は金銭的信用を有していること。 次のいずれかに該当すること。 イ) 自己資本（貸借対照表の純資産額合計）の額が 500 万円以上であること。 ロ) 500 万円以上の資金を調達する能力を有すること。 ハ) 許可申請直前の過去 5 年間許可を受けて継続して営業した実績を有すること（<u>更新のみ</u>）。	請負代金の額が 8,000 万円以上のものを履行するに足る財産的基礎を有していること。 次の<u>全て</u>に該当すること イ) 欠損の額が資本金の額の 20%を超えていないこと。 ロ) 流動比率が 75%以上であること。 ハ) 資本金の額が 2,000 万円以上であり、かつ、自己資本の額が 4,000 万円以上であること。	

	一般	特定	
		指定建設業以外	指定建設業 [土/建/電/管/鋼/舗/園]
欠格要件	許可申請書又はその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、また重要な事実の記載が欠けているとき。 次のいずれかに該当するとき。 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者(法人の役員等、支配人、営業所の長を含む。) 2 不正の手段により許可を受けた場合、又は営業停止処分に違反したことによりその許可を取り消されて5年を経過しない者(法人の役員等、支配人、営業所の長を含む。) 3 許可の取消し処分を免れるために廃業の届出を行い、その届出の日から5年を経過しない者(法人の役員等、支配人、営業所の長を含む。) 4 上記3の届出があった場合に、許可の取消し処分に係る聴聞の通知の前 60 日以内に当該法人の役員等又は個人の使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しない者(法人の役員等及び個人の使用人を含む。) 5 営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者 6 営業を禁止され、その禁止の期間が経過しない者(法人の役員等、支配人、営業所の長を含む。) 7 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑を受けることがなくなった日から5年を経過しない者(法人の役員等、支配人、営業所の長を含む。) 8 建設業法又は一定の法令の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑を受けることがなくなった日から5年を経過しない者(法人の役員等、支配人、営業所の長を含む。) 9 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者 10 精神の機能の障害により建設業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者 11 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が1 から 10 のいずれかに該当する者 12 法人でその役員等又は政令で定める使用人のうちに、1 から4 まで又は6 から 10 までのいずれかに該当する者のあるもの 13 個人で政令で定める使用人のうちに、1 か4 又は6 から 10 までのいずれかに該当する者のあるもの 14 暴力団員等がその事業活動を支配する者 ※ 役員等 : 業務を執行する社員、取締役、執行役、相談役、顧問及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主等 暴力団員 : 暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律第2条第六号に規定する暴力団員 暴力団員等 : 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者		

※1 「常勤役員等又は常勤役員等を直接補佐する者」と「営業所技術者等」は、主たる営業所に限り兼務できます。

※2 特定建設業の許可更新にあたり、直前の決算期における財務諸表の内容が上記の基準を満たしていない場合、許可の更新はできません。

※3 令和2年10月1日に改正建設業法が施行され、施行日以降に新規、更新及び業種追加等の許可申請を行う場合、適正な社会保険への加入（適用除外の場合を除く。）が許可要件となりますので、未加入である場合は許可することができません。

(ただし、施行日以前に許可を有している場合は、許可の有効期間満了の日までは、改正建設業法に適合しているとみなされます。)

2 許可の申請

(1) 必要書類部数と申請手数料

書面申請の場合は、許可申請書を管内の各総合支庁(本手引きの「9 問合せ先一覧」)に郵送(書留又は簡易書留)又は提出してください。

電子申請の場合は、電子申請システム (<https://prod.jcip.mlit.go.jp/T0/T000001>) で許可申請書を作成します。

山形県知事許可の場合、全ての許可申請書類が整ってから、1 か月程度で許可となります。

ただし、審査の過程において、内容確認に時間を要する場合があります、上記期間内で許可とならない場合がありますので、ご了承ください。

	必要書類部数 (書面申請の場合)	新規、許可換え、 一般・特新規	業種追加	更新 (一般・特定それぞれ)
知事許可	正本1部 副本2部	県証紙 90,000 円	県証紙 50,000 円	県証紙 50,000 円

※1 県証紙は、県総合支庁売店(村山総合支庁本庁舎及び置賜総合支庁西置賜地域振興局を除く。)又は県内の県証紙売りさばき所で購入できます。

※2 手数料は、業種数に関わらず、上記金額です。

※3 手数料は、組合せにより増額します。

例1：業種追加5万円＋更新5万円 ⇒ 10万円

例2：一般許可 更新5万円＋特定許可 更新5万円 ⇒ 10万円

※4 電子申請の場合も、県証紙を管内の総合支庁へ郵送(書留又は簡易書留)又は提出してください。

※5 申請書類郵送の際は、副本返却用として、「レターパックプラス(宛名記載)」又は「返信用封筒(副本が入る大きさ・宛名記載・副本送付分の切手貼付)」を同封いただくようお願いいたします。

※6 許可申請手数料は、許可申請の審査事務に要するものであり、許可を得られなかった場合や許可申請を取り下げた場合であっても還付されません。

様式第1号「建設業許可申請書」の申請区分は、下記のとおりとなります。

	申請区分	説 明
1	新規	
2	許可換え新規	① 大臣許可 ⇒ 知事許可 ② 他県知事許可 ⇒ 山形県知事許可
3	一般・特新規	① 一般 ⇒ 特定、一般＋特定 ② 特定 ⇒ 一般、特定＋一般
4	業種追加	① 一般 ⇒ 一般＋一般 ② 特定 ⇒ 特定＋特定
5	更新	
6	一般・特新規＋業種追加	3＋4
7	一般・特新規＋更新	3＋5
8	業種追加＋更新	4＋5
9	一般・特新規＋業種追加＋更新	3＋4＋5

(2) 許可申請書、添付書類及び確認資料一覧

様式 番号	(電子申請の場合は書類を PDF 化して添付) ◎…必要 ○…該当あれば必要 △…変更があった場合に必要 ◇…更新申請する許可業種については省略可能 ×又は空欄…不要 ※1 決算期末到来の場合は開始貸借対照表(様式外)も可 ※2 資本の額1億円超又は最終の貸借対照表の負債合計が200億円以上の株式会社を対象 ※3 一般許可で、自己資本が500万円未満の場合に必要	法人の 場合	個人 の場合	1 新規	2 許可 換え 新規	3 般特 新規	4 業種 追加	5 更新	6 般特 新規 +業種 追加	7 般特 新規 +更新	8 業種 追加 +更新	9 般特 新規 +業種 追加 +更新
第1号	建設業許可申請書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
別紙1	役員等の一覧表	◎	×	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
別紙2(1)	営業所一覧表(新規許可等)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
別紙2(2)	営業所一覧表(更新)	◎	◎					◎		◎	◎	◎
別紙3	収入印紙等貼付書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
別紙4	営業所技術者等一覧表	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
—	営業所の写真(建物の外観、入口付近、営業所内部、許可標識) ・写真台紙等に自己所有又は賃貸借の別を記載すること。	◎	◎	◎	◎	△	△	△	△	△	△	△
第2号	工事経歴書	◎	◎	◎		◎	◎		◎	◇	◇	◇
第3号	直前3年の各営業年度における工事施工金額	◎	◎	◎		◎	◎		◎	◎	◎	◎
第4号	使用人数	◎	◎	◎		◎	◎		◎	◎	◎	◎
第6号	誓約書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
第7号	常勤役員等(経営業務の管理責任者等)証明書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
第7号別紙	常勤役員等の略歴書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
—	常勤役員等の役職及び経験年数を証する書類 (登記事項証明書等)4(2)と同様	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎
—	常勤役員等の常勤性・居住地を証する書類 (健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書等)4(2)と同様	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
第7号の2	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の 証明書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
第7号の2 別紙1	常勤役員等の略歴書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
第7号の2 別紙2	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
—	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の 役職及び経験年数を証する書類(業務分掌規程、過去の 稟議書、人事発令書等)4(2)と同様	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎
—	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の 常勤性・居住地を証する書類(健康保険・厚生年金保 険被保険者標準報酬決定通知書等)4(2)と同様	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
第7号の3	健康保険等の加入状況 (保険加入状況の確認資料を添付)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
第8号	営業所技術者等証明書(新規・変更)	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎
—	営業所技術者等の資格を証する書類 (合格証書、卒業証書、監理技術者資格者証等) (電子申請の場合、合格証書の添付は不要。ただし、資格番号の入力は必 須。)	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◇	◇	◇
第9号	営業所技術者等の実務経験証明書 (証明年度ごとに1件、契約書又は注文書等の確認書類を添付)	○	○	○	○	○	○		○	◇	◇	◇
第10号	営業所技術者等の指導監督の実務経験証明書	○	○	○	○	○	○		○	◇	◇	◇
—	営業所技術者等の常勤性・居住地を証する書類(健康保険・厚生年金保険 被保険者標準報酬決定通知書等)4(2)と同様	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
第11号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第12号	許可申請者(法人の役員等・本人・法定代理人、法定代理人の役員等)の住 所、生年月日等に関する調査書 (様式第7号別紙又は様式第7号の2別紙を提出した者については不要)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
—	①許可申請者が成年後見登記されていないことの証明書又は②契約締結及 びその履行に当たり必要な認知等を適切に行うことができる旨を記載した 医師の診断書(①又は②のいずれか)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
—	許可申請者の身分証明書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
第13号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調査書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
—	①建設業法施行令第3条に規定する使用人が成年後見登記されていないこ との証明書又は②契約締結及びその履行に当たり必要な認知等を適切に行 うことができる旨を記載した医師の診断書(①又は②のいずれか)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

様式 番号				1	2	3	4	5	6	7	8	9
	◎…必要 ○…該当あれば必要 △…変更があった場合に必要 ◇…更新申請する許可業種については省略可能 ×又は空欄…不要	法人の場合	個人の場合	新規	許可換え新規	般特新規	業種追加	更新	般特新規＋業種追加	般特新規＋更新	業種追加＋更新	般特新規＋業種追加＋更新
	※1 決算期末到来の場合は開始貸借対照表（様式外）も可 ※2 資本の額1億円超又は最終の貸借対照表の負債合計が200億円以上の株式会社が対象 ※3 一般許可で、自己資本が500万円未満の場合に必要な											
—	建設業法施行令第3条に規定する使用人の身分証明書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第14号	株主(出資者)調書	◎	×	◎	◎			△		△	△	△
第15号	財務諸表（法人用）	◎	×	◎	◎							
第16号	※1	◎	×	◎	◎							
第17号		◎	×	◎	◎							
第17号の2		◎	×	◎	◎							
第17号の3		○	×	○	○							
第18号	財務諸表（個人用）	×	◎	◎	◎							
第19号	※1	×	◎	◎	◎							
—	定款	◎	×	○	○			△		△	△	△
—	商業登記簿謄本	◎	×	○	○			△		△	△	△
第20号	営業の沿革	◎	◎	◎	◎			◎		◎	◎	◎
第20号の2	所属建設業者団体	◎	◎	◎	◎			△		△	△	△
第20号の3	主要取引金融機関名	◎	◎	◎	◎			△		△	△	△
—	残高証明書・融資見込額証明書 ※3 (証明日が申請日から1か月以内であるもの)	○	○	○	○							
—	事業税納税証明書(新設法人の場合は省略可)	◎	◎	◎	◎							
第22号の6	誓約書(社会保険に係る届出を行う旨を誓約する書面)											
別紙3	役職員名簿	◎	◎	◎	◎							
—	委任状(行政書士等の代理人に手続きを委任する場合)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※申請者が個人の場合（建設業法施行規則第4条第3号の未成年者で法定代理人が法人である場合）は法定代理人の登記事項証明書も必要

【行政書士による代理申請について】

申請書（届出書）には、申請者（委任者）と申請代理人（行政書士）とを連記し、代理申請を行う行政書士の職印を押印してください（行政書士法施行規則第9条第2項）。

※委任状は各申請（届出）ごとに作成してください。様式は任意ですが、次の事項を必須とします。

- ・申請者（委任者）及び申請代理人（行政書士）の住所又は所在地及び氏名又は名称等
- ・申請代理人の行政書士登録番号（行政書士証票の番号）
- ・委任内容（具体的に示すこと。）
- ・委任日（委任状の日付は申請日前3か月以内のものに限ります。）

(参考) 成年後見登記されていないことの証明書及び身分証明書について

	書類	発行元
①	成年後見登記されていないことの証明書	山形地方法務局本局戸籍課 法務省オンライン申請システム など
②	契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載した医師の診断書	医療機関
③	身分証明書	本籍地の市（区）役所、町村役場

※ 1名につき、①又は②のいずれか及び③を提出

※ 法人で新規許可、業種追加及び更新の場合は、役員全員分を提出

※ 顧問、相談役及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主等については添付不要

※ 外国籍の方は、身分証明書に代えて住民票（原本）を添付

① 成年後見登記されていないことの証明書

申請者及び建設業法施行令（以下「令」という。）第3条に規定する使用人が、成年被後見人及び被保佐人に該当しないことを確認するために提出していただきます。

成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で「判断能力の不十分な方々を保護し、支援する制度」です。

参考：<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji17.html>（法務省ホームページ）

「成年後見登記されていないことの証明書」は山形市にある山形地方法務局本局戸籍課でのみ発行します。各支局・出張所では発行していませんのでご注意ください。

また、「東京法務局へ郵送で申請する」か「法務省オンライン申請システム」により証明書を発行してもらうこともできます。

郵送先：〒102-8226

東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎

東京法務局民事行政部後見登録課 Tel：03-5213-1234(代表)

法務省オンライン申請システム：<http://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp/>

手続の詳細や手数料については、上記の法務省ホームページか山形地方法務局本局戸籍課(023-625-1321)で確認してください。

② 契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載した医師の診断書

成年被後見人又は被保佐人であることを理由として一律に欠格として扱うのではなく、心身の故障により建設業を適正に営むことができない者に該当しないことを確認するために提出していただきます。

③ 身分証明書

申請者及び令第3条に規定する使用人が、民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第1項又は第2項の規定により成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、また、破産者で復権を得ないものに該当しないことを確認するために提出していただきます。

手続きの詳細や手数料については、各市町村で確認してください。

①から③は申請又は届出日から起算して3か月以内の発行日のものを添付してください。
原本1部を提出してください。

① 成年後見登記されていないことの証明書の例

登記されていないことの証明書

①氏 名	[Redacted]											
②生年月日	明治	大正	昭和	平成	西暦	[Redacted]		年	[Redacted]	月	[Redacted]	日
③住 所	都道府県名				市区町村名							
	山	形	県		山形市							
	[Redacted]											
④本 籍	都道府県名				市区町村名							
	[Redacted]											
☐ 国籍	[Redacted]											

上記の者について、後見登記等ファイルに成年被後見人、被保佐人とする記録がないことを証明する。

平成20年3月12日

東京法務局 登記官

赤 木 宗 郎

[Redacted]

②契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載した医師の診断書（作成例）

診 断 書 作 成 例

氏名	男・女
年 月 日生（ 歳）	
住所	

上記の者は、契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有すると診断する。

診断にあたっての根拠

所見（現病歴、現在症、重症度、現在の精神状態と関連する既往症・合併症など）

1. 各種検査

長谷川式認知症スケール（☐ 点（ 年 月 日実施） ☐ 実施不可）

MMSE （☐ 点（ 年 月 日実施） ☐ 実施不可）

脳の萎縮または損傷の有無

☐ あり ⇒（☐ 部分的にみられる ☐ 全体的にみられる ☐ 著しい ☐ 未実施）

☐ なし

知能検査

その他

2. 短期間に回復する可能性

☐ 回復する可能性は高い ☐ 回復する可能性は低い ☐ 分からない

（特記事項）

3. 判断能力について

（1）見当識の障害の有無

☐ あり ⇒（☐ まれに障害がみられる ☐ 障害がみられるときが多い

☐ 障害が高度）

☐ なし

[]

(2) 他人との意思疎通の障害の有無

□ あり ⇒ (□ 意思疎通ができないときもある □ 意思疎通ができないときが多い
□ 意思疎通ができない)

☐ なし

$$\left[\begin{array}{c} \text{ } \\ \text{ } \\ \text{ } \end{array} \right]$$

(3) 理解力・判断力の障害の有無

□ あり ⇒ (□ 問題はあるが程度は軽い □ 問題があり程度は重い
□ 問題が顕著)

☐ なし
$$\left[\begin{array}{c} \\ \\ \\ \end{array} \right]$$

(4) 記憶力の障害の有無

□ あり ⇒ (□ 問題はあるが程度は軽い □ 問題があり程度は重い
□ 問題が顕著)

☐ なし

(5) その他(※上記以外にも判断能力に関して判定の根拠となる事項等があれば記載)

$$\left[\begin{array}{c} \text{ } \\ \text{ } \\ \text{ } \end{array} \right]$$

参考となる事項（本人の心身の状態、日常的・社会的な生活状況等）

年 月 日

病院又は診療所の名称・所在地

担当診療科名

担当医師氏名

印

③身分証明書の例(山形市の場合)

この証明書を複製・改ざんすると、
処置が施されています。

身 分 証 明 書

本 籍	
本人氏名	
生年月日	
1. 禁治産又は準禁治産の宣告の通知を受けていない。 2. 後見の登記の通知を受けていない。 3. 破産宣告又は破産手続開始決定の通知を受けていない。	

上記のとおり相違ないことを証明する。

平成28年5月12日

山形市長 佐藤 孝弘



この証明書には、複写防止の

処置が施されています。

様式第七号（第三条関係）

被証明者一人について証明者別に作成す

(1) 下記の者は、建設業に関し、次のとおり第7条第1号イ $\left\{ \begin{array}{c} (1) \\ \text{ニ} \end{array} \right\}$ に掲げる経験を有することを証明します。

役 職 名 等	代表取締役	現在の役職名を記載する。
経 験 年 数	平成19年 4月から 令和2年 9月まで 満 13年 6月	
証明者と被証明者との関係	役 員	
備 考	経營業務の管理責任者等として経験を有し	

- (1) 建設業に関し5年以上経営業務の管理責任者として経験を有する者の場合
- (2) 建設業に関し5年以上経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者として経営業務を管理した経験を有する場合
- (3) 建設業に関し経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者として6年以上経営業務の管理責任者を補助する業務に従事した経験を有する場合

令和〇年△月□日

証明者は、証明しようとする期間に被証明者が在籍していた法人の代表者又は個人事業主が該当する。ただし、法人解散等の正当な理由によりこの方法によることができない場合は、「備考」の欄に理由を記載し、当該経験を証明できる者（在籍していた当時の取締役など）から証明を得ること。

山形県山形市松波二丁目8番1号
株式会社 松波建設
代表取締役 山形 太郎

(2) 下記の者は、許可申請者 $\left\{ \begin{array}{c} \text{の常勤の役員} \\ \text{本} \\ \text{の支配人} \end{array} \right\}$ で第7条第1号イ $\left\{ \begin{array}{c} (1) \\ \text{イ} \\ (2) \end{array} \right\}$ に該当する者であることに相違ありません。

令和〇年△月□日

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
山形県知事 殿

- ・申請者が法人の場合⇒「の常勤の役員」
- ・申請者が個人の場合⇒「本人」
- ・申請者が個人で支配人を置いている場合 ⇒「の支配人」

申請者 山形県山形市松波二丁目8番1号
 提出者 株式会社 松波建設
 代表取締役 山形 太郎

申請又は届分の区
 項番
 1 7 3 (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等の更新等)

- 1 新規・許可換え申請の場合
- 2 現在、常勤役員等（経營業務の管理責任者等）として証明されている者を変更する場合
- 3 更新、業種追加等を申請する場合

変の年 月 更日 令和 年 月 日

区分が「変更」の場合に記載する。

大臣知事コード

許可番号

1	8	0	6
---	---	---	---

国土交通大臣
山形県知事 許可（般特

0	1
---	---

）第

0	1	2	3	4	5
---	---	---	---	---	---

 号

記

許可年月日

令和 01 年 06 月 07 日

複数の許可を受けている場合は、現在有効な許可のうち最も古いものを記載する。

◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】

氏名のフリガナ 1 9 ヤ マ

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏　名

	2	0	山	形		太	郎						
--	---	---	---	---	--	---	---	--	--	--	--	--	--

生 年 月 日 年 月 日

住 所 山形県山形市松波二丁目12番34

◎【变更前】

現住所(居所)を記載する。

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

[illegible]

生 年 月 日 年 月 日

備考
常勤役員等の略歴については、別紙による。

様式第7号別紙 常勤役員等の略歴書 記載例

別紙

常勤役員等の略歴書

建設業法施行規則第7条1号イに規定する常勤役員等について記載すること。

現	住	所	山形県山形市松波二丁目12番34				
氏	名	山形 太郎	生	年	月	日	昭和40年 1月 23日生
職	名	代表取締役					
職	期	間	従事した職務内容				
	自	昭和62年 4月 1日	㈱松波建設 本店営業部勤務				
	至	平成15年 3月 31日					
	自	平成15年 4月 1日	㈱松波建設 営業部長				
	至	平成19年 3月 31日					
	自	平成19年 4月 1日	㈱松波建設 取締役				
	至	平成22年 3月 31日					
	自	平成22年 4月 1日	㈱松波建設 代表取締役就任 現在に至る				
	至	年 月 日					
	自	年 月 日					
	至	年 月 日					
	自	年 月 日					
	至	年 月 日					
	自	年 月 日					
	歴	自	年 月 日				
至		年 月 日					
自		年 月 日					
至		年 月 日					
自		年 月 日					
賞	年	月	日	賞 罰 の 内 容			
				なし			
罰							
上記のとおり相違ありません。							
令和 ○年 △月 □日 氏 名 山形 太郎							

記載要領

※ 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

様式第七号の二（第三条関係）

常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書
(第一面)

- 令和〇年△月□日

山形県山形市松波二丁目8番1号
株主会 松波建設
代表取締役 山形 太郎

- 令和〇年△月□日

申請者 山形県山形市松波二丁目8番1号
届出者 株式会社 松波建設
代表取締役 山形 太郎

- 1 新規・許可換え申請の場合
- 2 現在、常勤役員等（経營業務の管理責任者等）として証明されている者を変更する場合
- 3 更新、業種追加等を申請する場合

大臣コード知事

記

常勤役員等の略歴については、別紙による。

20

様式第7号の3 健康保険等の加入状況 記載例

様式第7号の三（第三条、第七条の二関係） (用紙A4)

健康保険等の加入状況

- (1) 健康保険等の加入状況は下記のとおりです。
(2) 下記のとおり、健康保険等の加入状況に変更があったので、提出します。
- 令和 ○年 △月 □日

地方整備局長
北海道開発局長
山形県知事 殿

申請者
届出者

山形県山形市松波二丁目8番1号
株式会社 松波建設
代表取締役 山形 太郎

許可年月日

許可番号 ~~国土交通大臣~~ 許可(般一)第 _____ 号 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

(営業所毎の保険の加入状況)

営業所の名称	従業員数	保険の加入状況			事業所整理記号等	
		健康保険	厚生年金保険	雇用保険		
本社	(25人 5人)	1	1	1	健康保険	○○○
					厚生年金保険	△△△
					雇用保険	□□□
米沢支店	(10人 0人)	3	3	3	健康保険	本店一括
					厚生年金保険	本店一括
					雇用保険	本店一括
	(人 人)				健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	
	(人 人)				健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	
合計	(人 人)					

提出区分が(2)の場合に記載する。

営業所一覧表に記載した順に記載する。

役員又は事業主を含めすべての従業員を記載する。(建設業以外に従事する者を含む。)()内には、役員又は事業主の人数を内数として記載する。

1 加入
2 適用除外
3 一括認可(記載要領7から9を参照)

健康保険等の加入状況の確認書類（写しの添付又は原本提示）

健康保険 厚生年金保険	・直近の「健康保険及び厚生年金保険の保険料の納入にかかる領収書」又はこれに準ずるもの（被保険者標準報酬決定通知書など）
雇用保険	・直近の「労働保険概算・確定保険料申告書」及び「領収証」又はこれらに準ずるもの

[参考] 社会保険等の加入義務について

事業所の形態	常用労働者の数	就労形態	健康保険 年金保険	雇用保険
法人	1人～	常用労働者	○	○
	—	役員等	○	—
個人事業主	5人～	常用労働者	○	○
	1人～4人	常用労働者	—	○
	—	事業主 一人親方	—	—

○：加入義務あり

様式第7号の3 記載要領

記載要領

- 1 この表は、次の（１）及び（２）の場合に、それぞれの場合ごとに作成すること。
 - （１）①現在有効な許可をどの許可行政庁からも受けていない者が初めて許可の申請をする場合
 - ②現在有効な許可を受けている行政庁以外の許可行政庁に対し新規に許可の申請をする場合
 - ③一般建設業の許可のみを受けている者が新たに特定建設業の許可の申請をする場合又は特定建設業の許可のみを受けている者が新たに一般建設業の許可の申請をする場合
 - ④一般建設業の許可を受けている者が他の建設業について一般建設業の許可の申請をする場合又は特定建設業の許可を受けている者が他の建設業について特定建設業の許可の申請をする場合
 - ⑤既に受けている建設業の許可についてその更新の申請をする場合
 - ⑥法第17条の2若しくは法第17条の3の規定により建設業者としての地位を承継した者又は法第17条の3の規定により建設業者としての地位の承継の認可の申請をする者がその加入状況を提出する場合この場合、「（１）」を○で囲み、「申請者 届出者」の「届出者」を消すとともに、「保険加入の有無」の欄は、許可若しくは承継の認可の申請の際又は建設業者としての地位の承継後の加入状況を記入すること。
 - （２）①既提出の表に記入された保険加入の有無に変更があつた場合
 - ②新たに営業所を追加した場合
- この場合、「（２）」を○で囲み、「申請者 届出者」の「申請者」を消すとともに、「保険加入の有無」の欄は、変更後の加入状況を記入すること。
- 2 「 地方整備局長 北海道開発局長 知事」、
「国土交通大臣 知事」 及び 「般 特」 については、不要のものを消すこと。
- 3 「申請者 届出者」の欄は、この表により建設業の許可の申請等をしようとする者（以下「申請者」という。）の他にこの表を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も併記し、押印すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 4 「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 5 「営業所の名称」の欄は、別記様式第二十二号の五別紙二、別記様式第二十二号の七別紙二、別記様式第二十二号の八別紙二又は別記様式第二十二号の十別紙二に記載した順に記載すること。
- 6 「従業員数」の欄は、法人にあつてはその役員、個人にあつてはその事業主を含め全ての従業員数（建設業以外に従事する者を含む。）を記載すること。（ ）内には、役員又は個人事業主（同居の親族である従業員を含む。）の人数を内数として記載すること。
- 7 「保険加入の状況」の「健康保険」の欄については、適用事業所となつたことについて日本年金機構又は健康保険組合に対して届出を行つている場合は「１」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の健康保険法の適用が除外される場合は「２」を、健康保険法（大正11年法律第70号）第34条第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所（同条第2項の規定により適用事業所でなくなつたものとみなされるものに限る。以下同じ。）については「３」を記入すること。
- 8 「保険加入の状況」の「厚生年金保険」の欄については、適用事業所となつたことについて日本年金機構に対して届出を行つている場合は「１」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の厚生年金保険法の適用が除外される場合は「２」を、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所（同条第2項の規定により適用事業所でなくなつたものとみなされるものに限る。以下同じ。）については「３」を記入すること。
- 9 「保険加入の状況」の「雇用保険」の欄については、適用事業所となつたことについて公共職業安定所の長に対して届出を行つている場合は「１」を、従業員が1人も雇用されていない場合等の雇用保険法の適用が除外される場合等は「２」を、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第9条の規定による継続事業の一括の認可に係る営業所については「３」を記入すること。
- 10 「事業所整理記号等」の「健康保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあつては健康保険組名）を記載すること。ただし、健康保険法第34条第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店（○○支店等）一括」と記載すること。
- 11 「事業所整理記号等」の「厚生年金保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。ただし、厚生年金保険法第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店（○○支店等）一括」と記載すること。
- 12 「事業所整理記号等」の「雇用保険」の欄については、労働保険番号を記載すること。ただし、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第9条の規定による継続事業の一括の認可に係る営業所については、「本店（○○支店等）一括」と記載すること。

様式第9号 営業所技術者等の実務経験証明書 記載例

様式第9号 (第三条関係)

証明する業種について記載する。

実 務 経 験 証 明 書

(用紙A4)

下記の者は、内装仕上 工事に關し、下記のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

令和 ○ 年 △ 月 □ 日

証明者は、証明しようとする期間に被証明者が在籍していた法人の代表者又は個人事業主が該当する。ただし、法人解散等の正当な理由によりこの方法によることができない場合は、「使用者の証明を得ることが出来ない場合はその理由」の欄に理由を記載し、当該経験を証明できる者(在籍していた当時の取締役など)から証明を得ること。

山形県山形市松波二丁目8番1号
株式会社 松波建設
代表取締役 山形 太郎

証 明 者

当時の証明者との関係

被証明者との関係

社員

技 術 者 の 氏 名

松 波 花 子

生年月日

昭和40年1月23日

使用された期間

平成19年 4月から
令和 2年 12月まで

使 用 者 の 商 号
又 は 名 称

株式会社 松波建設

被証明者が雇用されていた期間について記載する。

職 名

実 務 経 験 の 内 容

実 務 経 験 年 数

山形西営業所	〇〇支店内装工事	平成19年4月から平成19年6月まで
"	□□支店内装工事	平成19年5月から平成19年9月まで
被証明者が所属する部課名を記載する。所属が明確でない場合は役職名を具体的に記載する。※工事部長等	△△支店内装工事	平成20年1月から平成20年12月まで
"	××支店内装工事	平成20年9月から平成21年9月まで
"	T宅内装工事	平成21年9月から平成21年12月まで
"	I宅内装工事	平成22年1月から平成22年12月まで
"	U宅内装工事	平成23年1月から平成23年12月まで
"	N宅内装工事	平成24年1月から平成24年12月まで
"	S宅内装工事	平成25年1月から平成25年12月まで
証明期間1年につき、1件の請負契約書を別途添付する(10年分の証明の際には10件)。	H宅内装工事	平成26年1月から平成26年12月まで
"	M宅内装工事	平成27年1月から平成27年12月まで
"	R宅内装工事	平成28年1月から平成28年12月まで
"	K宅内装工事	平成29年1月から平成29年12月まで
使用者の証明を得ることができない場合はその理由		合計 満 10 年 6 月

業種がわかるように具体的な工事名を記載する。※その他〇件などと省略せず、請負工事ごとに記載する。

4月、5月、6月の3ヶ月が経験年数として扱われる。

重複する月(この場合は5月、6月)については数えないため、7月、8月、9月の3ヶ月が経験年数として扱われる。

個人名についてはイニシャルのみ記載する。

合計年数を記載する。用紙が足りない場合は新たに実務経験証明書を作成する。

記載要領

- この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について、証明者別に作成すること。
- 「職名」の欄は、被証明者が所属していた部課名等を記載すること。
- 「実務経験の内容」の欄は、従事した主な工事名等を具体的に記載すること。
- 「合計 満 年 月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。

記載方法に係るQ & A

●様式第1号別紙1関係

Q 1. 申請者が個人の場合に、別紙1の添付は必要ですか。

A 1. 添付不要です。

Q 2. 役員のみ記載すれば良いのですか。

A 2. 役員のほか取締役と同等の支配力を有する者として、相談役、顧問及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主等も記載する必要があります。

●様式第1号別紙2関係

Q 1. 知事許可業者で、従たる営業所がない場合、別紙2(1)(2)の提出は必要ですか。

A 1. 許可申請の区分に応じて別紙2(1)(2)いずれかの提出が必要です。余白に「該当無し」と記載して提出してください。その際、主たる営業所に係る情報についても記載は不要です。

Q 2. 用紙が2枚以上にわたる場合、主たる営業所の情報は、2枚目以降記載不要ですか。

A 2. 主たる営業所の情報は、1枚目のみに記載すればよく、2枚目以降は記載不要です。

Q 3. 業種追加、般・特新規の場合において、営業所の営業しようとする建設業が変更になった場合、「営業しようとする建設業」の欄には、変更部分のみ記載するのですか。

A 3. 「営業しようとする建設業」の欄には、変更が無い建設業も含め、当該営業所において営業する建設業の全てを記載してください。

Q 4. 業種追加、般・特新規の場合において、営業しようとする建設業が変更にならない営業所については、記載不要ですか。

A 4. 変更がない営業所については、記載不要です。

Q 5. 業種追加又は般・特新規と更新が同時申請された場合、(1)と(2)の添付は必要ですか。また、どのように記載すれば良いのですか。

A 5. 業種追加等と更新の同時申請の場合、(1)及び(2)の添付が必要となります。
(1)に、業種追加等により営業しようとする建設業が変更になった営業所の情報を記載し、(2)には、更新に係る営業所の情報を記載します。なお、(2)には、更新に係る部分のみを記載すればよく、業種追加等に係る部分は記載不要です。

●様式第1号別紙4関係

Q 1. 営業所技術者等が1人の場合も添付が必要ですか。

A 1. 添付が必要です。

●様式第7号別紙関係

Q 1. 様式第12号を提出していますが、添付が必要ですか。

A 1. 添付が必要です。

●様式第12号関係

Q 1. 役員等に追加された相談役、顧問及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主等についても提出が必要ですか。

A 1. 提出が必要です。ただし、相談役、顧問及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主等については、賞罰の欄への記載並びに署名及び押印は不要です。

●様式第22号の2関係

Q 1. 役員等に係る変更があった場合、従前、添付を求めている別表に代えて、別紙 1 の添付が必要ですか。

A 1. 変更後の役員等一覧として、別紙 1 の添付が必要となります。

Q 2. 営業所に係る変更があった場合、従前、添付を求めている別表に代えて、別紙 2 (1) 又は (2) の添付が必要ですか。

A 2. 変更後の営業所の状況は、システム上にて把握できることから、別紙 2 (1) 及び (2) の添付は不要です。

Q 3. 営業所に係る変更が無い場合、第二面の提出は必要ですか。

A 3. 必要ありません。

Q 4. 一部廃業を行った場合、営業所に係る変更届は必要ですか。

A 4. 様式第 22 号の 2 による変更届 (項番 81 の区分 4) が必要となります。

※ 上記変更届は、あくまで建設業法に係る手続ですので、国又は地方公共団体等の入札参加資格については、別途、「競争入札参加資格変更届」の提出等の手続が必要になりますのでご注意ください。(手続については、各入札参加資格所管行政庁へお問合せください。)

3 許可を受けた建設業者の地位の承継に係る認可制度

(1) 制度の概要

建設業者（建設業許可を受けている者）について、以下のいずれかにより建設業の全部を他の者が承継（譲渡・合併・分割・相続）する場合、所定の手続きを経て認可を受けることで、承継先は、承継元の許可を含む建設業者としての地位を承継することができます。

認可の種類		該当事例
事業承継	譲渡及び譲受け	個人事業の法人化（法人成り）、個人事業主の事業承継（代替り）、法人の事業譲渡、法人から個人事業主への譲渡
	合併	法人の新設合併、吸収合併
	分割	法人の新設分割、吸収分割
相続		個人事業主の死亡による相続

「建設業者としての地位を承継する」とは・・・

建設業法第3条の規定による建設業の許可（更新を含む。）を受けたことによって発生する権利と義務の総体をいい、承継人は被承継人と同じ地位に立つこととなる。このため、建設業者としての地位の承継人は、被承継人の受けた監督処分や経営事項審査の結果についても、当然に承継することとなる。

一方、事業承継においては、建設業法第45条から第55条までに規定される罰則については、建設業者としての立場にかかわらず、罰則の構成要件を満たす違反行為を行った被承継人という法人（個人）そのものに対して刑罰を科すものであるため、当該刑罰については、承継人に承継されるものではない。同様に、相続においては、刑法上の罰は、個人に対して課された刑罰であるから、承継によっても引き継がれない。

※ 国土交通省「許可事務ガイドライン」より

(2) 認可を受けるための要件

認可を受けるためには、以下の要件を満たさなければなりません。

○ 相続を除き、承継の事実が発生する前に認可を受けること

（申請受付期間）

事業承継の場合 : 承継予定日の60日前まで
相続の場合 : 被相続人の死亡後30日以内

○ 事業承継後の許可業種について、承継先が許可の要件を満たすこと

承継先は、承継後に有することになる全ての業種について、許可の要件の全てを満たす必要があります。要件については、本手引きの「1（2）許可の要件」をご確認ください。

○ 建設業の全部を事業承継すること

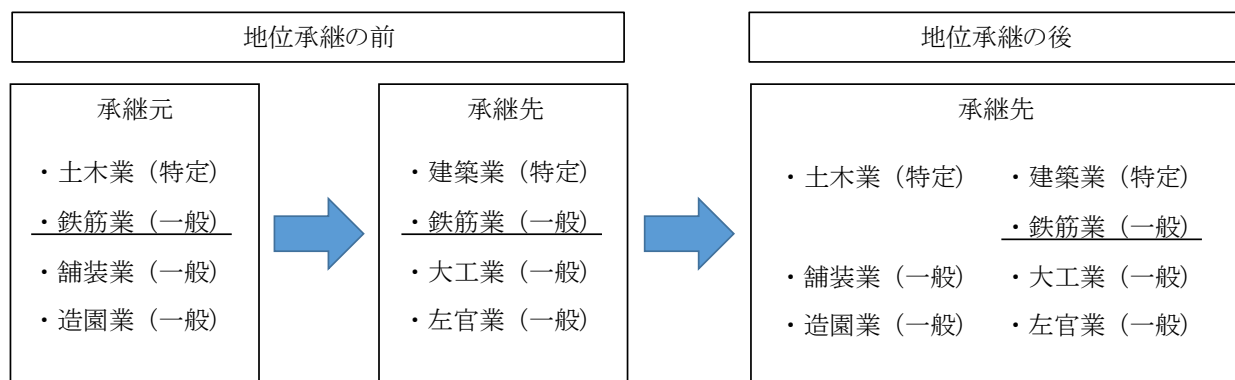
承継元が受けていた建設業許可の全部を承継先に承継させる必要があります。承継元が受けていた建設業許可の一部のみを承継させることはできません。

一部のみを承継させたい場合は、認可申請の日の前までに承継を要しない業種について廃業届を提出してください。

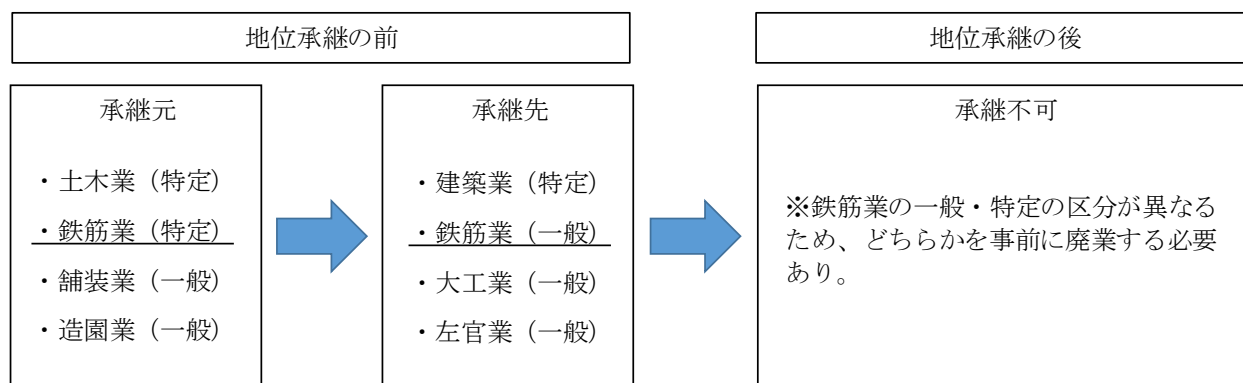
○ 承継元と承継先がともに許可業者であるときは、一般・特定の区分が同じであること

1つの建設業者が同一業種について、一般建設業と特定建設業の許可を受けることはできません。承継元と承継先が同一業種の許可を有するときは、次のとおり対応してください。

① 承継元と承継先の一般・特定の区分が同一の場合、そのまま承継可能。

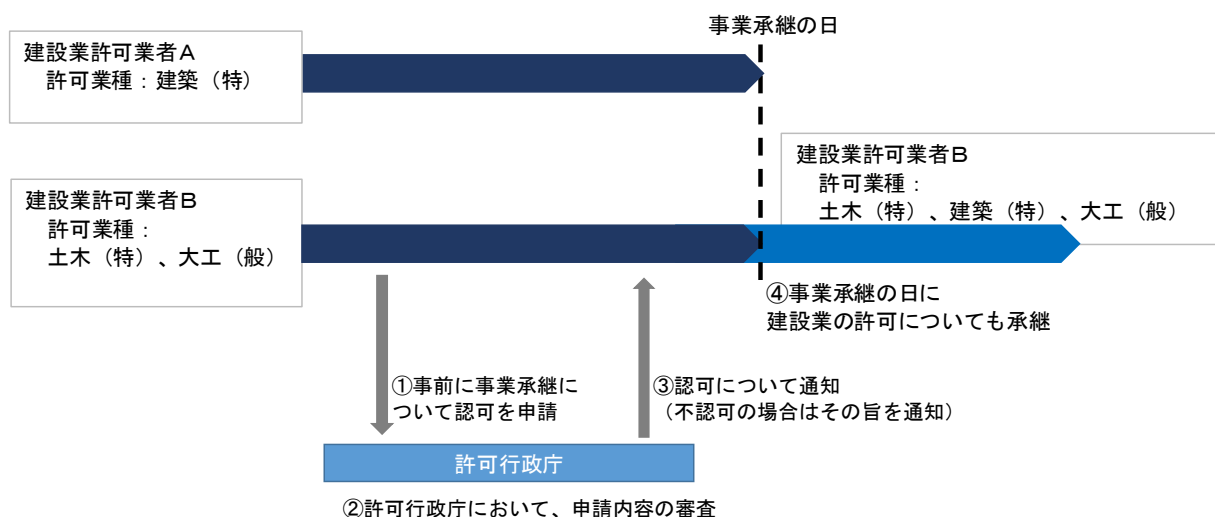


② 承継元と承継先の一般・特定の区分が異なる場合、不要な方を認可申請前に廃業する。



（３）手続きの流れ

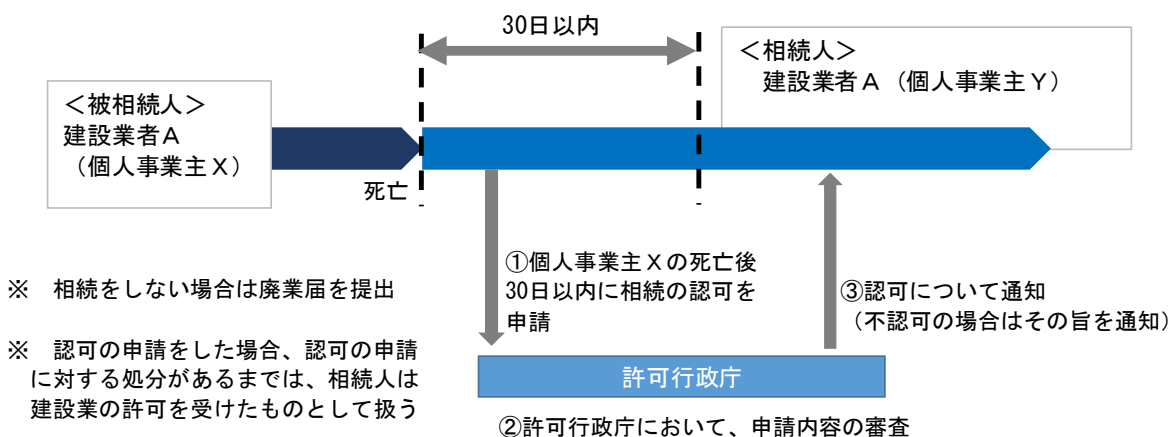
I 事業承継



※ 個人事業主の法人成りに係る注意事項

- ・ 法人設立と同時に事業承継する場合は、定款に記載する「発起人」との事業譲渡契約が必要です。この場合、役員等の一覧表・定款等は、申請時には予定のものを添付し、正式なものを後日提出してください。
- ・ 法人設立を先に行った場合は、事業開始（予定）日は事業承継日としてください。

Ⅱ 相続



(4) 必要書類部数と申請手数料

認可申請書（正本1部、副本2部）を管内の各総合支庁（本手引きの「9 問合せ先一覧」）に郵送（書留又は簡易書留）又は提出してください（電子申請はできません。）。

書類郵送の際は、副本返却用として、「レターパックプラス（宛名記載）」又は「返信用封筒（副本が入る大きさ・宛名記載・副本送付分の切手貼付）」を同封いただくようお願いします。

なお、認可申請に伴う手数料は発生しません。

(5) 認可後の許可番号

- ・ 建設業許可業者が無許可業者に承継される場合 → 従前の許可番号が引き継がれます。
- ・ 複数の建設業許可業者間で承継が行われる場合 → 引き継ぐ許可番号の選択が可能です。

(6) 認可後の許可の有効期間

有効期間については、当該承継許可等に係る有効期間の残存期間にかかわらず、承継の日の翌日から5年間となります。

I 事業承継

例) 事業承継日が令和7年7月1日の場合

認可後の有効期間：令和7年7月1日から令和12年7月1日まで

更新後の有効期間：令和12年7月2日から令和17年7月1日まで

Ⅱ 相続

例) 被相続人の死亡日が令和7年4月1日の場合

認可申請日：令和7年4月28日

認可日：令和7年5月30日

認可後の有効期間：令和7年5月30日から令和12年5月30日まで

更新後の有効期間：令和12年5月31日から令和17年5月30日まで

※ 認可日までは、相続人は建設業の許可を受けたものとみなされます。

(7) 認可申請書、添付書類及び確認資料一覧

申請書は、承継者の承継予定日時点での状況で作成してください。確認資料等も、原則、承継者に関するものがが必要です。

認可申請時点で提出できない書類については、後日提出してください。

必要に応じ、この表に掲載されていない様式や確認資料等についても、提出を求めることがあります。

様式 番号	◎…必要 ○…該当あれば必要	譲 渡 (法 人)	譲 渡 (個 人)	合 併 (法 人)	分 割 (法 人)	相 続 (個 人)
第 22 号の 5	譲渡・譲受け認可申請書	◎	◎			
第 22 号の 7	合併認可申請書			◎		
第 22 号の 8	分割認可申請書				◎	
第 22 号の 10	相続認可申請書 (被相続人の死亡から 30 日以内に必要書類を添付のうえ申請が必要)					◎
別紙 1	役員等の一覧表	◎		◎	◎	
別紙 1 (相続) 別紙 2 (承継)	営業所一覧表	◎	◎	◎	◎	◎
別紙 2 (相続) 別紙 3 (承継)	営業所技術者等一覧表	◎	◎	◎	◎	◎
—	譲渡及び譲受けに関する契約書の写し ・法人の場合、譲渡及び譲受けに関する決議録及び契約書等(株主総会の承認を受けたもの) ・個人事業主の法人成りの場合は、当該個人事業主と法人成り後の法人との譲渡契約書	◎	◎			
—	合併に関する決議録及び契約書等(株主総会の承認を受けたもの)			◎		
—	新設・吸収合併の別及び合併の条件が記載された書類 (契約書に記載ある場合は省略可)			◎		
—	分割に関する決議録及び契約書等(株主総会の承認を受けたもの)				◎	
—	新設・吸収分割の別及び分割の条件が記載された書類 (契約書に記載ある場合は省略可)				◎	
—	申請者と被相続人との続柄を証する書類(戸籍謄本等)					◎
—	相続人同意書 (申請者以外に相続人がある場合に提出) (申請者が継続して建設業を営業することに対し同意する旨を記載した書面に申請者以外のすべての相続人が住所及び氏名を記載したもの)					○
—	営業所の写真(建物の外観、入口付近、営業所内部、許可標識) ・写真台紙等に自己所有又は賃貸借の別を記載すること。 (承継元又は山形県知事許可を有する承継先が届け出ている営業所以外を承継後の営業所とする場合に提出)	○	○	○	○	○
第 2 号	工事経歴書(直前 1 期分)	◎	◎	◎	◎	◎
第 3 号	直前 3 年の各営業年度における工事施工金額	◎	◎	◎	◎	◎
第 4 号	使用人数	◎	◎	◎	◎	◎
第 6 号	誓約書	◎	◎	◎	◎	◎
第 7 号	常勤役員等(経營業務の管理責任者等)証明書	◎	◎	◎	◎	◎
第 7 号別紙	常勤役員等の略歴書	◎	◎	◎	◎	◎
—	常勤役員等の役職及び経験年数を証する書類 (登記事項証明書等) 4 (2) と同様	◎	◎	◎	◎	◎
—	常勤役員等の常勤性・居住地を証する書類 ※ 1 (健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書等) 4 (2) と同様	◎	◎	◎	◎	◎
第 7 号の 2	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書	◎	◎	◎	◎	◎
第 7 号の 2 別紙 1	常勤役員等の略歴書	◎	◎	◎	◎	◎
第 7 号の 2 別紙 2	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	◎	◎	◎	◎	◎
—	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の役職及び経験年数を証する書類(業務分掌規程、過去の稟議書、人事発令書等) 4 (2) と同様	◎	◎	◎	◎	◎
—	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の常勤性・居住地を証する書類 ※ 1 (健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書等) 4 (2) と同様	◎	◎	◎	◎	◎

様式 番号	◎…必要 ○…該当あれば必要		譲 渡 (法 人)	譲 渡 (個 人)	合 併 (法 人)	分 割 (法 人)	相 続 (個 人)
第 7 号の 3	健康保険等の加入状況（保険加入状況の確認資料を添付） ※申請時に提出できない場合は後日提出可（申請時には、誓約書（第 22 号の 6 又は第 22 号の 11）の提出が必要）		◎	◎	◎	◎	◎
第 22 号の 6、11	誓約書（承継の場合は第 22 号の 6、相続の場合は第 22 号の 11） （申請日時点で社会保険に係る届出が未了である場合に提出）		○	○	○	○	○
第 8 号	営業所技術者等証明書（新規・変更）		◎	◎	◎	◎	◎
—	営業所技術者等の資格を証する書類 （合格証書、卒業証書、監理技術者資格者証等）		◎	◎	◎	◎	◎
第 9 号	営業所技術者等の実務経験証明書 （証明年度ごとに 1 件、契約書又は注文書等の確認書類を添付）		○	○	○	○	○
第 10 号	営業所技術者等の指導監督の実務経験証明書		○	○	○	○	○
—	営業所技術者等の常勤性・居住地を証する書類 ※ 1 （健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書等） 4（2）と同様		◎	◎	◎	◎	◎
第 11 号	建設業法施行令第 3 条に規定する使用人の一覧表		○	○	○	○	○
第 12 号	許可申請者（法人の役員等・本人・法定代理人、法定代理人の役員等）の住所、生年月日等に関する調査書 （様式第 7 号別紙又は様式第 7 号の 2 別紙を提出した者については不要）		◎	◎	◎	◎	◎
—	①許可申請者が成年後見登記されていないことの証明書又は②契約締結及びその履行に当たり必要な認知等を適切に行うことができる旨を記載した医師の診断書（①又は②のいずれか）		◎	◎	◎	◎	◎
—	許可申請者の身分証明書		◎	◎	◎	◎	◎
第 13 号	建設業法施行令第 3 条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調査書		○	○	○	○	○
—	①建設業法施行令第 3 条に規定する使用人が成年後見登記されていないことの証明書又は②契約締結及びその履行に当たり必要な認知等を適切に行うことができる旨を記載した医師の診断書（①又は②のいずれか）		○	○	○	○	○
—	建設業法施行令第 3 条に規定する使用人の身分証明書		○	○	○	○	○
第 14 号	株主（出資者）調査書		◎		◎	◎	
第 15 号	財務諸表（法人用）（直前 1 期分）	貸借対照表	◎		◎	◎	
第 16 号	（決算期末到来の場合は開始貸借対照表（様式外）も可） ※ 2	損益計算書 完成工事 原価報告書	◎		◎	◎	
第 17 号		株主資本等変動計算書	◎		◎	◎	
第 17 号の 2		注記表	◎		◎	◎	
第 17 号の 3		附属明細表 ※ 3	○		○	○	
第 18 号	財務諸表（個人用）（直前 1 期分）	貸借対照表		◎			◎
第 19 号	（決算期末到来の場合は開始貸借対照表（様式外）も可）	損益計算書		◎			◎
—	定款 ※ 4		◎		◎	◎	
—	登記事項証明書 ※ 4		◎	○	◎	◎	○
第 20 号	営業の沿革 ※ 4		◎	◎	◎	◎	◎
第 20 号の 2	所属建設業者団体 ※ 4		◎	◎	◎	◎	◎
第 20 号の 3	主要取引金融機関名		◎	◎	◎	◎	◎
—	残高証明書・融資見込額証明書 ※ 5 （証明日が申請日から 1 か月以内であるもの）		○	○	○	○	○
—	事業税納税証明書 （承継人又は相続人が山形県知事許可を受けている場合は省略可） （新設法人の場合は省略可）		◎	◎	◎	◎	◎
別紙 3	役職員名簿（県独自様式）		◎	◎	◎	◎	◎
—	委任状（行政書士等の代理人に手続きを委任する場合）		○	○	○	○	○

※ 1 常勤性確認資料は後日提出可

※ 2 承継直後の時点における財務諸表の内容が認可要件に関わる場合で、申請時に当該財務諸表を提出できないときは、承継後に当該財務諸表を提出すること

※ 3 資本の額 1 億円超又は最終の貸借対照表の負債合計が 200 億円以上の株式会社を対象

※ 4 新設法人は後日提出可

※ 5 一般許可で、自己資本が 500 万円未満の場合に必要

(8) 後日提出書類一覧

様式番号	書類の名称	提出期限
第7号の3	健康保険等の加入状況（保険加入状況の確認資料を添付）	承継の日から（相続の日から）2週間以内
ー	常勤役員等、当該常勤役員等を直接に補佐する者の常勤性確認資料	
ー	営業所技術者等の常勤性確認資料	
ー	定款	承継の日から30日以内
ー	登記事項証明書	
ー	営業の沿革	
ー	所属建設業者団体	
第15～17号の3	承継直後の時点における財務諸表	

4 許可を受けた後の手続(変更届等)

(1) 決算変更届の提出(毎年)

決算変更届は、事業年度経過後 4 か月以内に必ず提出してください。(書面申請の場合、正本 1 部、副本 2 部)

届出事項	提出期限	必要書類(◎：必須、△：変更があった場合提出)
【決算報告】 ・事業年度を経過したとき	事業年度経過後 4 か月以内	◎ 変更届出書(建設業許可事務ガイドライン別紙 8) ◎ 工事経歴書(様式第 2 号) ◎ 直前 3 年の各事業年度における工事施工金額(様式第 3 号) ◎ [法人の場合] ・貸借対照表(様式第 15 号) ・損益計算書・完成工事原価報告書(様式第 16 号) ・株主資本等変動計算書(様式第 17 号) ・注記表(様式第 17 号の 2) ・附属明細書(様式第 17 号の 3) ・事業報告書(任意様式)[←株式会社のみ] ◎ [個人の場合] ・貸借対照表(様式第 18 号) ・損益計算書(様式第 19 号) (上記に加えて) ◎ 納税証明書 知事許可 …事業税(各総合支庁税務課) 大臣許可 法人…法人税(税務署) 大臣許可 個人…所得税(税務署) ◎ 使用人数を記載した書面(様式第 4 号) △ 令第 3 条に規定する使用人の一覧表(様式第 11 号) △ 定款 △ 健康保険等の加入状況(様式第 7 号の 3) ◎ 役職員名簿(別紙 3)(正本 1 部のみ)

※ 様式第 17 号の 3「附属明細書」は、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 17 年法律第 87 号)第 3 条第 2 項に規定する特例有限会社を除く株式会社のうち、下記のいずれかに該当する者が提出します。

Ⅰ 資本金の額が 1 億円超である者

Ⅱ 最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した金額の合計額が 200 億円以上である者

※ 行政書士等の代理人に手続きを委任する場合は委任状が必要です。

なお、決算変更届の作成方法は、「建設業許可の決算変更届の手引き」で確認してください。

(2) その他の変更事項(随時)

様式のある書類については、各 3 部の提出が必要です（書面申請の場合）。

届出事項	提出期限	提出書類(◎：必須、△：変更があった場合提出)
【常勤役員等 (経營業務の管理責任者)】 ※規則第 7 条 1 号イに該当 する場合 ・ 変更又は追加	2 週間以内	◎ 常勤役員等（経營業務の管理責任者）証明書(様式第 7 号) ◎ 常勤役員等の略歴書（様式第 7 号別紙） ◎ 経営経験を証する書類 (事業主)：「確定申告書及び工事請負契約書」 「確定申告書及び過去の許可通知書」のいずれか (法人役員)：「登記事項証明書及び工事請負契約書」 「登記事項証明書及び過去の許可通知書」のい ずれか (法人役員・準ずる者)：「組織図、役員業務分掌規程、 取締役会規則、人事発令書」 (法人役員・補佐者)：「組織図、業務分掌規程、人事発令書」 ◎ 常勤性を証する書類 「住民税特別徴収税額通知書の写し」又は 「健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し」 又は 「出勤簿・賃金台帳のいずれかを 3 ヶ月分」 ◎ 居住地を証する書類 「住民票」 ◎ 変更届出書(様式第 22 号の 2（第一面）) [下記 2 点については新たに就任した者がいる場合のみ] ◎ 「成年後見登記されていないことの証明書」又は「契約締 結及びその履行に当たり必要な認知等を適切に行うことが できる旨を記載した医師の診断書」 ◎ 身分証明書
【常勤役員等 (経營業務の管理責任者)】 ※規則第 7 条 1 号ロに該当 する場合 ・ 変更又は追加	//	◎常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書 (様式第 7 号の 2) ◎常勤役員等の略歴書（様式第 7 号の 2 別紙 1） ◎常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書（様式第 7 号の 2 別紙 2） ◎建設業の役員経験を証する書類 (事業主)：「確定申告書及び工事請負契約書」 「確定申告書及び過去の許可通知書」のいずれか (法人役員)：「登記事項証明書及び工事請負契約書」 「登記事項証明書及び過去の許可通知書」のい ずれか (直接補佐者)：「組織図、業務分掌規程、過去の稟議書、人事 発令書」 ◎ 常勤性を証する書類 「住民税特別徴収税額通知書の写し」又は 「健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し」 又は 「出勤簿・賃金台帳のいずれかを 3 ヶ月分」 ◎ 変更届出書(様式第 22 号の 2（第一面）) [下記 2 点については新たに就任した者がいる場合のみ] ◎ 「成年後見登記されていないことの証明書」又は「契約締 結及びその履行に当たり必要な認知等を適切に行うことが できる旨を記載した医師の診断書」 ◎ 身分証明書
・ 削除	//	◎ 届出書(様式第 22 号の 3)
【営業所技術者等】 ・ 新規申請時又は追加 ・ 担当業種の変更 (次頁へ続く)	//	◎ 営業所技術者等証明書(様式第 8 号) ◎ 技術者の要件を証する書面 「資格証明書」又は 「実務経験証明書(様式第 9 号)」 + 「卒業証明書」又は 「実務経験証明書(様式第 9 号)」 + 「指導監督の実務経験証 明書(様式第 10 号)」 + 「卒業証明書」 ※実務経験証明書には、証明年度ごとに 1 件、契約書や注文書 等の写しを添付してください。（実務経験 10 年であれば 10 件）

届出事項	提出期限	提出書類(◎：必須、△：変更があった場合提出)
		◎ 常勤性を証する書面 「住民税特別徴収税額通知書の写し」又は 「健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し」又は 「所属企業の雇用証明書」又は 「出勤簿・賃金台帳のいずれかを3ヶ月分」 ◎ 居住地を証する書類 「住民票」 ◎ 変更届出書(様式第22号の2(第一面))
・削除(交代)	2週間以内	◎ 営業所技術者等証明書(様式第8号)[←削除者の分] →併せて、営業所技術者等の追加が必要
・削除(廃業)	〃	◎ 届出書(様式第22号の3)
【令第3条に規定する使用人】 ・追加 ・変更	〃	◎ 変更届出書(様式第22号の2(第一面)) ◎ 誓約書(様式第6号)[←代表者の名前で作成] ◎ 令第3条に規定する使用人の一覧表(様式第11号) ◎ 令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書(様式第13号) ◎ 「成年後見登記されていないことの証明書」又は「契約締結及びその履行に当たり必要な認知等を適切に行うことができる旨を記載した医師の診断書」 ◎ 身分証明書
【事業所の基本情報】 ・商号名称の変更	30日以内	◎ 変更届出書(様式第22号の2(第一面)) ◎ 登記事項証明書(法人のみ)
・電話番号の変更	〃	◎ 変更届出書(様式第22号の2(第一面))
・営業所の新設・移転	〃	◎ 変更届出書(様式第22号の2(第一面、第二面)) ◎ 営業所の写真(外観、内部が確認できるもの) ※台紙等に自己所有又は賃貸借の別を記載すること △ 登記事項証明書 →同時に、令第3条に規定する使用人の変更 及び 営業所技術者等の業種の変更・削除が必要
・営業所の廃止	〃	◎ 変更届出書(様式第22号の2(第一面、第二面)) ◎ 届出書(様式第22号の3) →併せて、令第3条に規定する使用人の変更 及び 営業所技術者等の業種の変更・削除が必要
・営業所の業種追加	〃	◎ 変更届出書(様式第22号の2(第一面、第二面)) →併せて、令第3条に規定する使用人の変更 及び 営業所技術者等の追加・業種の変更が必要
・営業所の業種の廃止	〃	◎ 変更届出書(様式第22号の2(第一面、第二面)) →併せて、営業所技術者等の業種の変更・削除が必要
・資本金額(出資金額)の変更	〃	◎ 変更届出書(様式第22号の2(第一面)) ◎ 登記事項証明書 △ 株主(出資者)調書(様式第14号)
・代表者の変更	〃	◎ 変更届出書(様式第22号の2(第一面)) ◎ 誓約書(様式第6号)[←新代表者の名前で作成] ◎ 役員等の一覧表(許可申請書(様式第1号)別紙1) ◎ 登記事項証明書(法人のみ) [下記3点については新代表者の分のみ。既に提出している場合は省略可] ◎ 申請者の住所、生年月日等に関する調書(様式第12号) ◎ 「成年後見登記されていないことの証明書」又は「契約締結及びその履行に当たり必要な認知等を適切に行うことができる旨を記載した医師の診断書」 ◎ 身分証明書
・役員等の新任 (次頁へ続く)	〃	◎ 変更届出書(様式第22号の2(第一面)) ◎ 誓約書(様式第6号)[←代表者の名前で作成] ◎ 役員等の一覧表(許可申請書(様式第1号)別紙1) ◎ 登記事項証明書 [下記3点については新任役員等の分のみ] ◎ 申請者の住所、生年月日等に関する調書(様式第12号)

届出事項	提出期限	提出書類(◎：必須、△：変更があった場合提出)
		◎ 「成年後見登記されていないことの証明書」又は「契約締結及びその履行に当たり必要な認知等を適切に行うことができる旨を記載した医師の診断書」 ◎ 身分証明書（相談役及び顧問については不要）
・役員等の退任	30日以内	◎ 変更届出書(様式第22号の2（第一面）） ◎ 役員等の一覧表（許可申請書(様式第1号)別紙1）
・支配人の新任	〃	◎ 変更届出書(様式第22号の2（第一面）） ◎ 誓約書(様式第6号)[←代表者の名前で作成] ◎ 令第3条に規定する使用人の一覧表(様式第11号) ◎ 令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書(様式第13号) ◎ 成年後見登記されていないことの証明書又は契約締結及びその履行に当たり必要な認知等を適切に行うことができる旨を記載した医師の診断書及び身分証明書 ◎ 登記事項証明書
・支配人の退任	〃	◎ 変更届出書(様式第22号の2（第一面）） ◎ 令第3条に規定する使用人の一覧表(様式第11号)
・廃業(一部)	〃	◎ 廃業届(様式第22号の4) △ 変更届出書(様式第22号の2（第一面、第二面）） →同時に、営業所技術者等の業種の変更・削除
・廃業(全部)	〃	◎ 廃業届(様式第22号の4)

※ 組合の場合、「役員」⇒「理事」、「商業登記簿謄本」⇒「議事録」と読み替える。

※ 行政書士等の代理人に手続きを委任する場合は委任状が必要です。

5 許可を受けた後の留意点

(1) 主任(監理)技術者の設置

建設業者は、請負金額の大小にかかわらず(また、元請・下請にかかわらず)、工事現場に必ず主任技術者又は監理技術者(以下「監理技術者等」という。)を置かなければなりません。

元請業者が合計 5,000 万円(建築工事 8,000 万円)以上の工事を下請に出すときは、主任技術者に代えて監理技術者を置かなければなりません。

主任技術者となり得る資格要件 = 営業所技術者となり得る資格要件

監理技術者となり得る資格要件 = 特定営業所技術者となり得る資格要件

監理技術者等は、工事を請け負った企業と直接的かつ恒常的な雇用関係になければなりません。従って、他社からの出向による配置や組合における構成企業からの配置は認められません。

なお、県が発注する工事など公共工事においては、請負金額 4,500 万円(建築一式工事では 9,000 万円)以上の工事を元請として請け負う建設業者が配置する専任の監理技術者等については、入札の申込のあった日(指名競争に付す場合であって入札の申込を伴わないものにあつては入札の執行日、随意契約による場合にあっては見積書の提出のあった日)以前に 3 か月以上の雇用関係にあることが必要です。

公共工事、公共性のある工事(個人住宅を除くほとんどの工事が対象)で請負額が 4,500 万円(建築工事 9,000 万円)以上のときは、元請・下請にかかわらず監理技術者等は工事現場ごとに専任でなければなりません。専任で置く監理技術者等は、一定の要件を満たす場合を除いて、営業所技術者等や他の工事の監理技術者等を兼務することはできません。要件については、37～38 ページをご確認ください。

監理技術者等の途中交代は、監理技術者等の死亡、傷病又は退職等、真にやむを得ない場合等以外には認められません。

現場代理人と監理技術者等は兼務することができます。

また、平成 18 年 12 月 20 日に公布された「建築士法等の一部を改正する法律」(法律第 114 号)により建設業法の一部が改正され、監理技術者資格証及び監理技術者講習の受講が必要な工事が拡大されています。(改正内容は平成 20 年 11 月 28 日より施行)

施行前 : 発注者が「国、地方公共団体等」の工事に限定

施行後 (H20. 11. 28 以降) : 発注者に関して特段の限定なし (いわゆる民間工事も含まれ、個人住宅を除くほとんどの工事が対象となります。)

○営業所技術者等が監理技術者等を兼ねるための要件

①監理技術者等を専任で配置する必要がある建設工事

以下の全てを満たすことが必要。

- ・ 当該営業所において請負契約が締結された工事であること
- ・ 請負金額が1億円（建築一式工事の場合は2億円）未満であること
- ・ 兼ねる工事現場の数が1であること
- ・ 営業所と工事現場の距離が1日の勤務時間内に巡回可能なもので、かつ移動時間が片道おおむね2時間以内であること
- ・ 当該建設業者が注文者となった下請契約から数えて、下請次数が3までであること
- ・ 監理技術者等と連絡などを担う連絡員（土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を1年以上有する者）を配置すること
- ・ 当該工事現場の施工体制を監理技術者等が確認するための情報通信技術を活用できること
- ・ 人員の配置を示す計画書の作成、保存等を行うこと

【補足】計画書の参考様式を国土交通省HPにて掲載

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tk1_000001_00038.html

- ・ 監理技術者等が当該工事現場以外の場所から現場状況を確認するための情報通信機器を設置され、かつ当該機器による通信が可能な環境が確保されていること
- ・ 営業所技術者等が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること

②監理技術者等を専任で配置する必要がない建設工事（営業所と工事現場が近接している場合）

以下の全てを満たすことが必要。

- ・ 当該営業所において請負契約が締結された工事であること
- ・ 工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接していること
- ・ 当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること
- ・ 営業所技術者等が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること

③監理技術者等を専任で配置する必要がない建設工事（②の場合以外）

- ・ ①の要件を全て満たすこと

※各要件の詳細な取扱いについては、「監理技術者制度運用マニュアル」を確認してください。

○専任を要する監理技術者が2つの工事を兼任できる場合

監理技術者を専任で配置することが必要となる2工事において、当該工事現場それぞれに監理技術者補佐を専任で配置する場合

○同一の監理技術者等が2つ以上の工事を兼任できる場合（以下①又は②。①は主任技術者のみ。）

①密接な関連のある2つ以上の工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所（工事の相互の間隔が10km程度）において施工する場合

※密接な関連のある工事とは、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事

②同一あるいは別々の注文者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事で、それぞれの工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物である場合

※全ての注文者から、同一工事として取り扱うことについて書面による承諾を得ることが必要

○監理技術者等が専任工事現場を兼任するための要件

以下の全てを満たすことが必要。

- ・ 請負金額が1億円（建築一式工事の場合は2億円）未満であること
- ・ 兼ねる工事現場の数が2であること
- ・ 工事現場間の距離が1日の勤務時間内に巡回可能なもので、かつ移動時間が片道おおむね2時間以内であること
- ・ 当該建設業者が注文者となった下請契約から数えて、下請次数が3までであること
- ・ 監理技術者等と連絡などを担う連絡員（土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を1年以上有する者）を配置すること
- ・ 当該工事現場の施工体制を監理技術者等が確認するための情報通信技術を活用できること
- ・ 人員の配置を示す計画書の作成、保存等を行うこと

【補足】計画書の参考様式を国土交通省HPにて掲載

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tk1_000001_00038.html

- ・ 監理技術者等が当該工事現場以外の場所から現場状況を確認するための情報通信機器を設置され、かつ当該機器による通信が可能な環境が確保されていること

※各要件の詳細な取扱いについては、「監理技術者制度運用マニュアル」を確認してください。

(2) 施工体制台帳・施工体系図の作成等

元請業者が工事（民間工事の場合は 5,000 万円（建築工事 8,000 万円）以上の工事）を下請に出すときは、その工事に関する全ての下請について施工体制台帳を作成し工事現場ごと備え置くとともに、その写しを発注者に提出しなければなりません。

また、変更があったときは速やかに変更事項を提出しなければなりません。

元請業者は施工体制台帳などをもとに施工体系図を作成し、工事現場の見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲示するとともに、その写しを発注者に提出しなければなりません。また、変更があったときは速やかに変更事項を提出しなければなりません。

なお、公共工事については、入札契約適正化法の規定により、下請契約の額にかかわらず台帳作成が必要です。また、作成した台帳の写しは発注者への提出が義務付けられていますが、システム等（CCUS等）で直接発注者が台帳を確認できる場合は、提出が省略可能です。

(3) 一括下請負の禁止

建設業者は、請け負った工事を一括して他人に請け負わせてはなりません。

建設業者は、他の建設業者が請け負った工事を一括して請け負ってはなりません。

一括下請負とは…

下請契約（再下請契約を含む。以下同じ）における注文者が、その下請工事の施工に実質的に関与していると認められる場合を除いて、次のような場合に該当します。

- ① 請け負った建設工事の全部又はその主たる部分を一括して他の建設業者に請け負わせる場合
- ② 請け負った建設工事の一部分であって、他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して他の業者に請け負わせる場合

「実質的関与」とは…

元請負人が配置した監理技術者等（元請負人と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する適格な技術者）が現場において、以下の全ての面で主体的な役割を果たしていることを言います。

- ① 発注者との協議 ② 住民への説明 ③ 官公庁への届出等
- ④ 近隣工事との調整 ⑤ 施工計画 ⑥ 工程管理 ⑦ 出来型管理
- ⑧ 品質管理 ⑨ 完成検査 ⑩ 安全管理 ⑪ 下請業者の施工調整・指導等

(4) 下請契約締結の義務

下請工事を発注するときは、下請工事の着工前に書面により下請契約を締結しなければなりません。

下請契約は、建設工事標準下請契約約款・（一社）全国建設業協会の下請約款等の法に定める要件を満たす書面で次のいずれかの方法により締結しなければなりません。

- ① 契約書
- ② 基本契約書＋注文書＋請書
- ③ 注文書（約款を添付又は印刷）

(5) 下請代金額

下請契約における注文者は、下請代金の額を、工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない不当に低い額としてはいけません。

また、下請契約の締結後、正当な理由がないのに下請代金額を減じることとはなりません。

(6) 下請代金の支払条件

発注者又は下請契約における注文者から前払金の支払を受けたときは、下請に対しても支払うよう努めなければなりません。

発注者又は下請契約における注文者から部分払及び完成払の支払を受けたときは、1か月以内に、かつ、できるだけ短期間で、下請に対しても相応の金額を支払わなければなりません。

下請代金の支払は、原則は現金払で、やむを得ず手形併用の場合でも、現金の割合が60%以上、手形期間は60日以内になるよう、また、少なくとも労務費相当分は現金払いとするよう努めてください。

下請工事に必要な資材を下請契約における注文者から購入させる下請契約を締結したときは、正当な理由がないのに、その工事の下請代金の支払期日より前に、その工事に使用する資材の代金を支払わせてはいけません。

下請契約における注文者が特定建設業者の場合は、完成払については、当該下請工事の目的物の引渡しの申出があった日から50日以内でできる限り短い期間内に支払わなければなりません。

建設業法に違反するような悪質性が高い下請不適正取引については、公正取引委員会へ措置請求を行う場合があります。

(7) その他

- ・ 事業協同組合で受注して、組合員に施工させることは、下請契約に該当します。また、組合で受注した工事に、組合員から主任・監理技術者を配置させることはできません。
- ・ 特定建設業許可を有していない場合は、下請金額総額が5,000万円(建築工事は8,000万円)以上となる下請契約を結んではいけません。
- ・ 山形県発注工事を受注した場合、下請を選定する時は、「山形県建設工事元請下請関係適正化指導要領」の「下請選定の留意事項」にご留意ください。

6 各種一覧・コード表等

(1) 29 業種区分一覧表

	建設業の 種類	建設工事の 種類	内 容	例 示
土	土木工事業	土木一式 工事	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事(補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。)	橋梁工事やダム工事などを一式として請け負うもの。そのうちの一部のみの請負は、それぞれの該当する工事になる。
建	建築工事業	建築一式 工事	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事	一棟の住宅建設等一式工事として請け負うもの。建築確認を必要とする増築等。
大	大工工事業	大工工事	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事
左	左官工事業	左官工事	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プラスター、繊維等をこて塗り、吹き付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事
と	とび・土工事業	とび・土工 コンクリート 工事	イ. 足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立て ロ. くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事 ハ. 土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事 ニ. コンクリートにより工作物を築造する工事 ホ. その他基礎的ないしは準備的工事	イ. とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物のクレーン等による揚重運搬配置工事、鉄骨組立工事、コンクリートブロック据付け工事 ロ. くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事 ハ. 土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事 ニ. コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事 ホ. 地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外溝工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事
石	石工事業	石工事	石材(石材に類似のコンクリートブロック及び疑石を含む)の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み(張り)工事、コンクリートブロック積み(張り)工事
屋	屋根工事業	屋根工事	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事
電	電気工事業	電気工事	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備(非常用電気設備を含む)工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事
管	管工事業	管工事	冷暖房、冷凍冷蔵、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製等の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更正工事
タ	タイル・れんが・ブロック工事業	タイル・れんが・ブロック工事	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み(張り)工事、レンガ積み(張り)工事、タイル張り工事、築炉工事、石綿スレート張り工事、サイディング工事
鋼	こうこうぞうぶつ 鋼構造物 工事業	鋼構造物工 事	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油・ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工

	建設業の 種類	建設工事の 種類	内 容	例 示
				事、閘門・水門等の門扉設置工事
筋	てっきん 鉄筋 工事業	鉄筋工事	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、 又は組立てる工事	鉄筋加工組み立て工事、鉄筋継手工事
ほ	ほそう 舗装 工事業	舗装工事	道路等の地盤面をアスファルト、 コンクリート、砂、砂利、碎石等 により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装 工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事
し	しゅんせつ 工事業	しゅんせつ 工事	河川、港湾等の水底をしゅんせつ する工事	しゅんせつ工事
板	板金工事業	板金工事	金属薄板等を加工して工作物に取 付け、又は工作物に金属製の付 属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事
ガ	ガラス 工事業	ガラス工事	工作物にガラスを加工して取付け る工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工 事
塗	塗装工事業	塗装工事	塗料、塗材等を工作物に吹き付 け、塗付け、又は張り付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布 張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標 示工事
防	防水工事業	防水工事	アスファルト、モルタル、シーリ ング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防止工 事、シーリング工事、塗膜防水工事、シー ト防水工事、注入防水工事
内	内装仕上 工事業	内装仕上 工事	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、た たみ、ビニール床タイル、カーペ ット、ふすま等を用いて建築物の 内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工 事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たた み工事、ふすま工事、家具工事、防音工事
機	機械器具設 置工事業	機械器具設 置工事	機械器具の組立て等により工作物 を建設し、又は工作物に機械器具 を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内 燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給 排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、 ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞 台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐 車設備工事
絶	ねつぜつえん 熱絶縁 工事業	熱絶縁工事	工作物又は工作物の設備を熱絶縁 する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は 燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工 事、ウレタン吹付け断熱工事
通	電気通信 工事業	電気通信 工事	有線電気通信設備、無線電気通信 設備、放送機械設備、データ通信 設備等の電気通信設備を設置する 工事	有線電気通信設備工事、無線電気通信設備 工事、データ通信設備工事、情報処理設備 工事、情報収集設備工事、情報表示設備工 事、放送機械設備工事、ＴＶ電波障害防除 設備工事
園	造園工事業	造園工事	整地、樹木の植栽、景石のすえ付 け等により庭園、公園、緑地等の 苑地を築造し、道路、建築物の屋 上等を緑化し、又は植生を復元す る工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしら え工事、公園設備工事、広場工事、園路工 事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成 工事
井	さくせい く井 工事業	さく井 工事	さく井機械等を用いてさく孔、さ く井を行う工事又はこれらの工事 に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温 泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、 石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設 備工事
具	たてぐ 建具 工事業	建具工事	工作物に木製又は金属製の建具等 を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工 事、金属製カーテンウォール取付け工事、 シャッター取付け工事、自動ドア取付け工 事、木製建具取付け工事、ふすま工事
水	水道施設 工事業	水道施設 工事	上水道、工業用水道等のための取 水、浄水、配水等の施設を築造す る工事又は公共下水道若しくは流 域下水道の処理設備を設置する工 事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工 事、下水処理設備工事
消	消防施設	消防施設	火災警報設備、消火設備、避難設	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置

	建設業の 種類	建設工事の 種類	内 容	例 示
	工事業	工事	備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	工事、水噴霧・泡・不燃性ガス・蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報機設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事
清	清掃施設 工事業	清掃施設 工事	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事
解	解体工事業	解体工事	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事

※詳細は国土交通省作成「建設業許可事務ガイドラインについて（平成13年4月3日国総建第97号）」をご確認ください。

工事の内容によっては、複数の業種に当てはまるものもあります。そういった場合は、その工事の主たる目的に該当する業種に当てはめて判断します。

主たる目的以外の部分を「附帯工事」と呼びますが、「附帯工事」の金額は、原則的に「主たる工事」の金額を上回ることはありません。

請け負おうとする工事がどの業種に該当するか分からない場合は、元請業者、各総合支庁の窓口にお問合せください。

（２）指定学科と許可業種の区分

営業所技術者（主任技術者）になるための要件の1つとして、

指定学科を卒業後 ① 高等学校 5年以上

② 大学又は高等専門学校 3年以上 の実務経験を有する者

という要件があります（建設業法施行規則第7条の3第1号）。

指定学科は、下記の業種に対応しています。

	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
土木工学※	○			○	○	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○			○		○	○		○		○	○
都市工学	○	○	○						○				○			○			○				○			○		○	
衛生工学	○								○				○											○		○		○	
交通工学	○												○																
建築学		○	○	○	○	○	○			○	○	○	○			○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○
電気工学								○												○		○					○		
電気通信工学								○														○							
機械工学									○		○	○		○	○					○	○			○	○	○	○	○	
電子工学																													
林学																							○						
鉱山学																							○						

※ 農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。

(3) 資格区分コードと業種の対応表

【許可】有資格コード一覧（一般建設業）

「1」…法第7条第2号イ該当（指定学科を卒業後、一定期間以上の実務経験） 「4」…法第7条第2号ロ該当（10年以上の実務経験）

「7」…法第7条第2号ハ該当（国家資格取得者等） 「7※」…法第7条第2号ハ該当（国家資格取得者等＋実務経験3年）

「7〇」…法第7条第2号ハ該当（国家資格取得者等＋実務経験5年）

コード		資格区分		建設業の種類																														
				土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	鉄	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	溝	解		
01		法第7条第2号 イ 該当（指定学科卒業＋実務経験）		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
02		法第7条第2号 ロ 該当（10年の実務経験）		4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
建設業法（技術検定）	11	1級建設機械施工管理技士		7			7							7																				
	12	2級建設機械施工管理技士（第1種～第6種）		7			7							7																				
	13	1級土木施工管理技士※1		7			7※	7	7	7※			7※	7	7	7			7	7※		7※			7※		7※		7		7※	7		
	1H	1級土木施工管理技士補					7※	7※	7※	7※			7※	7※	7※			7※	7※		7※			7※		7※		7※		7※	7※	7	7※	
	14	2級土木施工管理技士※1		種別	土	木	7			7○	7	7	7○			7○	7	7	7			7○	7○		7○		7○		7○		7		7○	7
	1J	2級土木施工管理技士補			土	木				7○	7○	7○	7○			7○		7○			7○	7○		7○		7○		7○		7○		7○	7○	
	15	2級土木施工管理技士			鋼構造物塗装					7○	7○	7○	7○			7○		7○			7	7○		7○		7○		7○		7○		7○	7○	
	1K	2級土木施工管理技士補			鋼構造物塗装					7○	7○	7○	7○			7○		7○			7	7○		7○		7○		7○		7○		7○	7○	
	16	2級土木施工管理技士			薬液注入					7○	7○	7○	7○			7○		7○			7	7○		7○		7○		7○		7○		7○	7○	
	1L	2級土木施工管理技士補			薬液注入					7○	7○	7○	7○			7○		7○			7	7○		7○		7○		7○		7○		7○	7○	
	20	1級建築施工管理技士※1					7	7	7	7	7	7			7	7	7			7	7	7	7	7	7※	7			7	7※	7※	7※	7	
	2C	1級建築施工管理技士補						7※	7	7	7※	7※	7※			7※	7※			7※	7※	7※	7※	7※				7※	7※	7※	7※	7※	7※	
	21	2級建築施工管理技士		種別	建築※1			7	7	7○	7○	7○	7○			7○	7○			7○	7○	7○	7○	7○	7○				7○	7○	7○	7○	7	
	躯体※1						7	7○	7○	7○			7	7	7			7○	7○	7○	7○	7○	7○	7○				7○	7○	7○	7○	7		
	仕上げ						7	7	7	7	7			7	7○			7	7	7	7	7○	7					7	7○	7○	7○	7○		
	2D	2級建築施工管理技士補					7○	7○	7○	7○	7○			7○	7○			7○	7○	7○	7○	7○	7○	7○				7○	7○	7○	7○	7○	7○	
	27	1級電気工事施工管理技士										7											7※								7※			
	2E	1級電気工事施工管理技士補																					7※								7※			
	28	2級電気工事施工管理技士										7											7○								7○			
	2F	2級電気工事施工管理技士補																					7○								7○			
	29	1級管工事施工管理技士										7			7※	7	7※			7	7※		7	7※			7	7	7※	7	7	7	7	
	2G	1級管工事施工管理技士補												7	7	7	7			7	7		7	7			7	7	7	7	7	7		
	30	2級管工事施工管理技士										7			7○	7	7○			7	7		7○	7○			7○	7○	7○	7○	7○	7○	7○	
	3A	2級管工事施工管理技士補												7○	7	7○	7○			7	7		7○	7○			7○	7○	7○	7○	7○	7○	7○	
	31	1級電気通信工事施工管理技士																								7								
	32	2級電気通信工事施工管理技士																								7								
	33	1級造園施工管理技士						7※	7	7	7	7			7	7	7			7	7		7	7		7	7	7	7	7	7	7	7	
	3D	1級造園施工管理技士補						7	7	7	7	7			7	7	7			7	7		7	7		7	7	7	7	7	7	7	7	
	34	2級造園施工管理技士						7○	7○	7○	7○			7○	7○	7○			7○	7○		7○	7○		7○		7	7○	7○	7○	7○	7○	7○	7○
	3E	2級造園施工管理技士補						7○	7○	7○	7○			7○	7○	7○			7○	7○		7○	7○		7○		7○	7○	7○	7○	7○	7○	7○	7○
				土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	鉄	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	溝	解		
建築士法	37	1級建築士			7	7				7			7	7							7													
	38	2級建築士			7	7				7			7								7													
技術士法	39	木造建築士				7																												
	41	建設・総合技術監理（建設）※2		7				7		7					7	7											7				7			
	42	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）※2		7				7		7				7		7	7										7				7			
	43	農業「農業農村工学」・総合技術監理（農業「農業農村工学」）（注）		7				7																										
	44	電気電子・総合技術監理（電気電子）										7															7							
	45	機械・総合技術監理（機械）																							7									
	46	機械「熱・動力エネルギー機器」又は「流体機器」・総合技術監理（機械「熱・動力エネルギー機器」又は「流体機器」）（注）										7												7										
	47	上下水道・総合技術監理（上下水道）										7																			7			
	48	上下水道「上下水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上下水道及び工業用水道」）										7																	7		7			
	49	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）		7				7																										
	50	森林「林業・林産」・総合技術監理（森林「林業・林産」）																										7						
	51	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）（注）		7				7																				7						
	52	衛生工学・総合技術監理（衛生工学）																																
	53	衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）																													7			
54	衛生工学「廃棄物・資源循環」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物・資源循環」）（注）												7																	7	7			
電気工事法	55	第1種電気工事士										7																						
	56	第2種電気工事士										7																						
電気事業法	58	電気主任技術者（第1種～第3種）										7																						
電気通信事業法	59	電気通信主任技術者																																
	35	工事担任者※3																																
水道法	65	給水装置工事主任技術者											7																					
消防法	68	甲種消防設備士																														7		
	69	乙種消防設備士																														7		
				土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	鉄	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	溝	解		

- ※1 平成27年度までの合格者について、解体工事の技術者となるためには、解体工事業に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要
- ※2 当面の間、解体工事の技術者となるためには解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要
- ※3 令和3年4月1日以降に工事担任者試験に合格した者、養成課程を修了した者及び総務大臣の認定を受けた者に限る。資格者証は「第1級アナログ通信及び第1級デジタル通信の両方」又は「総合通信」に限る。
- （注）「農業農村工学」につき、令和2年3月5日以前合格者の科目名は「農業土木」
- 「流体機器」につき、令和2年3月5日以前合格者の科目名は「流体工学」
- 「熱・動力エネルギー機器」につき、令和2年3月5日以前合格者の科目名は「熱工学」
- 「林業・林産」につき、令和2年3月5日以前合格者の科目名は「林業」
- 「廃棄物・資源循環」につき、令和2年3月5日以前合格者の科目名は、「廃棄物管理」、平成15年以前の科目名は「廃棄物処理」

コード	資格区分	建設業の種類																												
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	鉄	し	板	刀	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
職業能力開発促進法	71	建築大工			7																									
	64	型枠施工			7		7																							
	72	左官				7																								
	57	とび・とび工					7																						7	
	73	コンクリート圧送施工					7																							
	66	ウェルポイント施工					7																							
	74	冷凍空調和機器施工・空調和設備配管								7																				
	75	給排水衛生設備配管								7																				
	76	配管（注1）・配管工								7																				
	70	建築板金「ダクト板金作業」						7		7						7														
	77	タイル張り・タイル張り工									7																			
	78	築炉・築炉工・れんが積み									7																			
	79	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工						7			7																			
	80	石工・石材施工・石積み						7																						
	81	鉄工（注2）・製錬										7																		
	82	鉄筋組立て・鉄筋施工（注3）											7																	
	83	工場板金																7												
	84	板金・建築板金・板金工（注4）							7								7													
	85	板金・板金工・打出し板金															7													
	86	かわらぶき・スレート施工						7																						
	87	ガラス施工																7												
	88	塗装・木工塗装・木工塗装工																	7											
	89	建築塗装・建築塗装工																	7											
	90	金属塗装・金属塗装工																	7											
	91	噴霧塗装																	7											
	67	路面標示施工																	7											
	92	畳製作・畳工																			7									
	93	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工																		7										
	94	熱絶縁施工																					7							
	95	建具製作・建具工・木工（注5）・カーテンウォール施工・サッシ施工																									7			
	96	造園																								7				
	97	防水施工																		7										
	98	さく井																									7			
		※ 等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を要する。ただし、平成16年4月1日時点で合格していた者は実務経験1年以上。																												
61	地すべり防止工事	【1年】				7																					7			
40	基礎ぐい工事					7																								
62	建築設備士	【1年】							7	7																				
63	計装	【1年】							7	7																				
60	解体工事																												7	

コード	資格区分	建設業の種類																													
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解	
登録基幹技能者	36種目	登録電気工事基幹技能者						7														7									
		登録橋梁基幹技能者					7					7																			
		登録造園基幹技能者																						7							
		登録コンクリート圧送基幹技能者					7																								
		登録防水基幹技能者																		7											
		登録トンネル基幹技能者					7																								
		登録建設塗装基幹技能者																	7												
		登録左官基幹技能者					7																								
		登録機械土工基幹技能者					7																								
		登録海上起重基幹技能者													7																
		登録PC基幹技能者					7						7																		
		登録鉄筋基幹技能者											7																		
		登録圧接基幹技能者											7																		
		登録型枠基幹技能者				7																									
		登録配管基幹技能者									7																				
		登録薦・土工基幹技能者					7																								
		登録切断穿孔基幹技能者					7																								
		登録内装仕上工事基幹技能者																				7									
		登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者																										7			
		登録エクステリア基幹技能者					7	7				7																			
		登録ALC基幹技能者										7																			
		登録建築板金基幹技能者							7								7														
		登録外壁仕上基幹技能者					7												7	7											
		登録ダクト基幹技能者									7																				
		登録保温保冷基幹技能者																					7								
		登録ウレタン断熱基幹技能者																					7								
		登録グラウト基幹技能者						7																							
		登録冷凍空調基幹技能者										7																			
		登録運動施設基幹技能者						7							7											7					
		登録基礎工基幹技能者						7																							
		登録タイル張り基幹技能者											7																		
		登録標識・路面標示基幹技能者						7											7												
		登録土工基幹技能者						7																							
		登録発破・破砕基幹技能者						7																							
		登録圧入工基幹技能者						7																							
		登録送電線工事基幹技能者						7			7																				
		登録消火設備基幹技能者																												7	
		登録建築大工基幹技能者						7																							
		登録建築測量基幹技能者						7																							
		登録硝子工事基幹技能者																	7												
		登録さく井基幹技能者																									7				
		登録解体基幹技能者																													7
		登録あと施工アンカー基幹技能者						7																							
		登録計装基幹技能者									7	7										7		7							
		登録土質改良基幹技能者						7																							
		登録都市トンネル基幹技能者						7																							
		登録潜函基幹技能者						7																							
その他	99	その他（上記コードに該当するものを除く）	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7		

※ 講習修了証に「実務経験を有する建設業の種類について、建設業法第26条第1項に定める主任技術者の要件を認められる」旨が記載されていること。

備考

・資格区分右端の【 】内に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格試験の合格後に必要とされている実務経験年数です。資格証等の写しの他に様式第九号（実務経験証明書）が必要となります。

- （注1） 配管：職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和48年政令第98号。以下「昭和48年改正政令」といいます。）による改正後の配管とするものにあつては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。
- （注2） 鉄工：昭和48年改正政令による改正後の鉄工とするものにあつては、選択科目を「製缶作業」又は「製造物鉄工作业」とするものに限られます。
- （注3） 鉄筋施工：昭和48年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものにあつては、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」とするものの双方に合格した者に限られます。
- （注4） 板金・板金工：屋根工事業の有資格者として認められるのは、昭和48年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものにあつては、選択科目を「建築板金作業」とするものに限られます。板金工事業の有資格者となる場合にはこの様な選択科目の限定はありません。
- （注5） 土木：昭和48年改正政令による改正後の土木とするものにあつては、選択科目を「建具製作作業」とするものに限られます。

「9」…法第15条第2号イ該当（国家資格取得者等）

「廃棄物・資源循環」につき、令和2年3月5日以前合格者の科目名は、「廃棄物管理」、平成15年以前の科目名は「廃棄物処理」

コード	資格区分	建設業の種類																												
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
職業能力開発促進法	71 建築大工			8																										
	64 型枠施工			8		8																								
	72 左官				8																									
	57 とび・とび工					8																							8	
	73 コンクリート圧送施工					8																								
	66 ウェルポイント施工					8																								
	74 冷凍空調和機器施工・空気調和設備配管																													
	75 給排水衛生設備配管																													
	76 配管（注1）・配管工																													
	70 建築板金「ダクト板金作業」						8									8														
	77 タイル張り・タイル張り工										8																			
	78 築炉・築炉工・れんが積み										8																			
	79 ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工						8				8																			
	80 石工・石材施工・石積み						8																							
	81 鉄工（注2）・製罐																													
	82 鉄筋組立て・鉄筋施工（注3）												8																	
	83 工場板金																8													
	84 板金・建築板金・板金工（注4）							8									8													
	85 板金・板金工・打出し板金																8													
	86 かからぶき・スレート施工							8																						
	87 ガラス施工																	8												
	88 塗装・木工塗装・木工塗装工																		8											
	89 建築塗装・建築塗装工																		8											
	90 金属塗装・金属塗装工																		8											
	91 噴霧塗装																		8											
	67 路面標示施工																	8												
	92 畳製作・畳工																				8									
	93 内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工																			8										
	94 熱絶縁施工																					8								
	95 建具製作・建具工・木工（注5）・カーテンウォール施工・サッシ施工																									8				
	96 造園																													
	97 防水施工																		8											
	98 さく井																									8				
		※ 等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を要する。ただし、平成16年4月1日時点で合格していた者は実務経験1年以上。																												
	61 地すべり防止工事					8																				8				
	40 基礎ぐい工事					8																								
	62 建築設備士																													
	63 計装																													
	60 解体工事																												8	
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解

※ 講習修了証に「実務経験を有する建設業の種類について、建設業法第 26 条第 1 項に定める主任技術者の要件を認められる」旨が記載されていること。

・資格区分右端の【 】内に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格試験の合格後に必要とされている実務経験年数です。資格証等の写しの他に様式第九号（実務経験証明書）が必要となります。

(注5) 土木：昭和48年改正政令による改正後の土木とするものにあつては、選択科目を「建具製作作業」とするものに限られます。

(4) 知事コード

06	山形県知事
----	-------

(5) 山形県内の市町村コード

コード	市町村
06201	山形市
06202	米沢市
06203	鶴岡市
06204	酒田市
06205	新庄市
06206	寒河江市
06207	上山市
06208	村山市
06209	長井市
06210	天童市
06211	東根市
06212	尾花沢市

コード	市町村
06213	南陽市
06301	山辺町
06302	中山町
06321	河北町
06322	西川町
06323	朝日町
06324	大江町
06341	大石田町
06361	金山町
06362	最上町
06363	舟形町
06364	真室川町

コード	市町村
06365	大蔵村
06366	鮭川村
06367	戸沢村
06381	高畠町
06382	川西町
06401	小国町
06402	白鷹町
06403	飯豊町
06426	三川町
06428	庄内町
06461	遊佐町

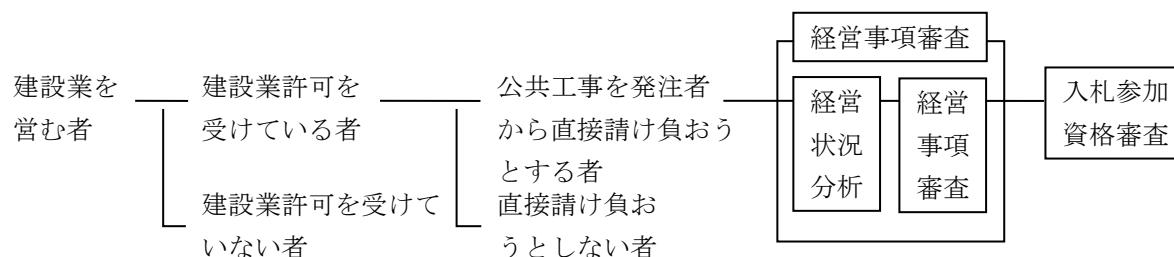
7 県の入札に参加するには

建設業の許可を受けただけでは、県(市町村)の入札には参加できません。

県(市町村)の入札に参加するためには、

- ① 経営事項審査を受ける。
- ② 入札参加資格審査を受け、入札参加資格者名簿に登載される。

という2つのステップを経る必要があります。



(1) 経営事項審査

経営事項審査(以下「経審」という。)は、ある時点における、建設業者の規模・財務・技術・社会性を総合的に評価する制度です。(評価する時点を、審査基準日といいます。審査基準日は、原則として、審査直前の決算日です。)

公共工事の元請になるには、経審を受けなければなりません。正確には、契約の時点において、審査基準日から1年7か月以内の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」が必要です。

経審は、財務状況(Y)を分析する「経営状況分析」と、経営規模(X)・技術(Z)・社会性(W)を審査する「経営規模等評価」を経て、「総合評定値(P)」を算出します。これらは全国一律の客観的な基準で評価されるので、客観点とも称されます。(これに対し、各行政機関が独自の基準で加減している点数は、主観点と称されます。)

「経営状況分析」は、国土交通大臣が登録した経営状況分析機関が行い、「経営規模等評価」及び「総合評定値の通知」は許可行政庁(国土交通大臣又は県知事)が行います。

経審では、許可を得ている業種から選択して申請(申請する業種数に応じて手数料が異なります)します。受審した業種以外は、公共工事の元請になれないので注意が必要です。

経審についての詳細は、「経営事項審査の手引き」をご覧ください。

(2) 入札参加資格者名簿への登載

山形県発注建設工事の競争入札に参加を希望する者は、「山形県競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）」に登載される必要があります。

この名簿は、2年ごとに更新し、令和7年4月からは、令和7・8年度の名簿を使用します。

名簿登載を希望する業者等は、経営事項審査を受けた後、「競争入札参加資格審査申請書」を県に提出します。県は申請書を審査し、各業者を格付けして名簿に登載します。

I 受付期間

- ① 定期受付 2年ごと（西暦偶数年の11月）
- ② 追加受付 毎年8月・西暦奇数年の11月

II 受付窓口

県内業者：本社の所在する総合支庁(地域振興局含む。)

県外業者：山形県県土整備部建設企画課

III 客観点数・主観点数・格付け

県は、客観点数(経営事項審査の総合評定値)と発注者別評価点数(工事成績や障がい者雇用状況等、山形県の独自の基準により算定した点数)を合計して、業種ごとに総合点数を算定します。

客観点数	+	発注者別評価点数	=	総合点数
------	---	----------	---	------

客観点数：経営事項審査点数

発注者別評価点数：工事成績等、山形県の独自の基準により算定した点数

土木一式等の主要な5業種については、A～Dランクに業者を格付けします。

業種	格付け			
土木一式	A	B	C	D
建築一式	A	B	C	D
電気工事	A	B	C	
管工事	A	B	C	
舗装工事	A	B	C	

競争入札参加資格申請についての詳細は、「**競争入札参加資格審査申請の手引き**」をご覧ください。名簿に係る手引きは、県ホームページで公開しています。

IV 市町村の名簿

名簿は市町村ごとに作成します。県の名簿に登載されただけでは、市町村の入札に参加することはできません。

市町村の入札参加資格審査申請については、各市町村の窓口にお問合せください。

8 申請書等の入手方法

(1) 県ホームページからダウンロード

申請書等は、山形県ホームページからダウンロードできます。

URL <https://www.pref.yamagata.jp>

【トップページ ⇒ 事業者（画面右上）⇒ 入札・調達（工事等）⇒ 山形県公共事業入札情報
⇒ 建設業許可・経営事項審査 ⇒ 建設業許可申請様式】

(2) 山形県建設業協会で購入

申請書は建設業協会の各支部でも購入できます。

支部名	住所	電話番号
本 部	〒990-0024 山形市あさひ町 18-25 建設会館 3F	023-641-0328
米沢支部	〒992-0012 米沢市金池 5-13-13	0238-23-1265
長井支部	〒993-0085 長井市高野町 2-11-21	0238-84-2250
山形支部	〒990-0047 山形市旅籠町 3-5-27	023-622-3091
西村山支部	〒991-0003 寒河江市大字西根字上川原 368-16	0237-86-5518
村山支部	〒995-0035 村山市中央 1-2-27	0237-55-6540
最上支部	〒996-0002 新庄市金沢字南沢 1810-1	0233-22-1253
鶴岡支部	〒997-0019 鶴岡市茅原字西茅原 16	0235-22-2364
酒田支部	〒998-0006 酒田市ゆたか 1-1-1	0234-33-0702

9 問合せ先一覧

管轄	担当公所係名・住所	電話番号
東南村山	村山総合支庁 建設部 建設総務課 行政係 〒990-2492 山形市鉄砲町 2-19-68	023-621-8189 (直通)
西 村 山	村山総合支庁 西村山建設総務課 行政係 〒991-8501 寒河江市大字西根字石川西 355	0237-86-8379 (直通)
北 村 山	村山総合支庁 北村山建設総務課 行政係 〒995-0024 村山市楯岡笛田 4-5-1	0237-47-8654 (直通)
最 上	最上総合支庁 建設部 建設総務課 行政係 〒996-0002 新庄市金沢字大道上 2034	0233-29-1377 (直通)
東南置賜	置賜総合支庁 建設部 建設総務課 行政係 〒992-0012 米沢市金池 7-1-50	0238-26-6069 (直通)
西 置 賜	置賜総合支庁 西置賜建設総務課 行政係 〒993-0085 長井市高野町 2-3-1	0238-88-8223 (直通)
庄 内	庄内総合支庁 建設部 建設総務課 行政係 〒997-1392 東田川郡三川町大字横山字袖東 19-1	0235-66-5644 (直通)
そ の 他	山形県庁 県土整備部建設企画課 〒990-8570 山形市松波 2-8-1	023-630-2658・2402 (直通)